

## 平成18年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成18年3月15日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件  
追加日程第1 議案第10号 御宿海岸町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第 2 議案第30号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 3 議案第21号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第 4 議案第22号 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第2号）  
日程第 5 議案第23号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第 6 議案第24号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（第7号）  
日程第 7 議案第25号 平成18年度御宿町水道事業会計予算  
日程第 8 議案第26号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計予算  
日程第 9 議案第27号 平成18年度御宿町老人保健特別会計予算  
日程第10 議案第28号 平成18年度御宿町介護保険特別会計予算  
日程第11 議案第29号 平成18年度御宿町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	野口泉君	教育長	岩村實君
職務代理			
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
教育課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
環境整備課長	藤原勇君	農林水産課長	石田義廣君
建設水道課長	井上秀樹君	商工観光課長	米本清司君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君

事務局職員出席者

事務局長	吉野健夫君	係長	市原茂君
------	-------	----	------

### 開議の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程によりますので、よろしくお願いたします。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

（午前 9時31分）

### 諸般の報告

議長（伊藤博明君） 町長から議案第10号の訂正の申し出がありましたので、ご報告いたします。

### 御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第1、御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

3月6日に提出しました議案第10号につきましては、海水浴場等公衆の海岸利用の便宜に資することや交通安全対策を目的として設置したもので、位置も海岸に近いので、趣旨及び目的に沿った題名に訂正させていただくものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 説明の前に、貴重な時間をとらせてまして申しわけございませんでした。

それでは、訂正内容を説明いたします。

まず、訂正箇所は、条例名の「御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例」の「御宿」の次に「海岸」の2文字を加え、「御宿海岸町営駐車場及び管理に関する条例」に訂正するものです。また、それに伴いまして、第1条中、「御宿町営駐車場」を「御宿海岸町営駐車場」に訂正するものです。

なお、運用面つきまして、身体障害者への配慮や季節による利用形態を盛り込むように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

ただいま議題となっております御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の件は承認することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま承認された議案第10号 御宿海岸町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

議案第10号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

議案第10号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

議案第10号の上程、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 追加日程第1、議案第10号 御宿海岸町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案第10号については、3月6日並びにただいまの訂正において、提案の説明がされております。

これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番、石井です。

先ほど、議案の訂正ということで説明がありましたが、2文字を加えるということでありましたが、訂正の理由ということも述べられたわけでありますけれども、いま一度、訂正に至った理由についてご説明いただきたいというふうに思います。

また、この間の経過を見ますと、より条例の制定について拙速な面があったのではないかと、いうふうに思うわけでありますが、こうした条例の制定の手續と申しまししょうか、作成と申しまししょうか、提出ですね、それについて、今回のこの3月議会の経過を踏まえてどのように対処していかれるのか、事務的内容も含めまして、今後について、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 訂正に至った理由ということでございますが、先ほど説明させていただきました。駐車場の位置あるいは利用者の形態が町の観光客が多いんだというところで、そういう対応をさせていただきました。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今後の政策法務関係の質問だと思いますが、地域の条例制定、そういったものにつきましては、再度、内容組織と申しますか、手順と申しますか、再検討の上、しかるべき内部協議、検討の中で新規の場合、政策面もありますので、関係課などにこのような訂正とか、ないような形で、今後は注意しながら提案させていただきたいと思しますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 今後の条例制定について検討したいということではありますが、ちょっと違いますけれども、例えば入札の執行などについても、この間、鋭意研究させていただくというようなお話もありましたが、具体的な、こうなりましたと、または、このように協議、調整中ですというようなお話は聞かれておりません。

それでは、今、助役が説明されました内容について、いつごろまでに、直近では定例議会では6月定例議会でございますよね、新たな条例もしくは改正等あるかどうかはわかりませんが、それが我々から見ますと直近の定例議会になりますので、そうした趣旨のものが出されるということが通常あるわけでありまして、それまでにそういうものを調整されて、少なくとも議会の

方にお示しいただけるのかどうかですね。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 議会に具体的に議案としてということではないと思いますが、内部的に、今でも組織的には総務課の方に法務担当というというのがいるんですが、ややもするとその辺のところの合議といいますか、チェック機能が場合によっては軽んじられている傾向がありますので、再度、内部協議の中、この辺のチェック体制をしっかりと、今ある法務関係とかそういう合議関係もしっかりして、4月1日以降、議論のないように進めてまいりたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

13番、貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 条例の中の料金表、これは恐らくこの条例を出されたのは、消費税法が変わって、やはりやらざるを得なかったというふうに私は解釈するんですけども、この大型自動車が3,000円、これは消費税込みという形で掲示するのか、あるいは消費税別として掲示するのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 外税、内税表示の関係だと思うんですけども、これについては条例上は、備考欄には記載してありますけれども、駐車券の関係につきましては、検討したいと思います。

議長（伊藤博明君） 貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 13番。

大変必要なことだと思いますので、駐車場内に料金設定を書くときは、できるだけシーズン到来前に、今でも集金していますけれども、早急に、この条例案が通ったなら、掲示する必要があるだろうというふうに思いますので、一言、お願いしておきます。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第30号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第2、議案第30号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第30号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政改革を進める中での職員定員適正化への取り組みや今後の財政見通しを十分に踏まえた上で、重要課題に積極的に対応するための最も効果的な組織体制への確立を目指し、組織、機構の改革を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から改正内容についてご説明させていただきたいと思います。

組織の簡素合理化につきましては、第4次の御宿町行政改革大綱に掲げているところでございますが、国で進める三位一体の改革や、また当面の間、単独の行政を進めなければならないということ等を踏まえまして、組織のスリム化はもちろん、職員定数の抑制や事務管理経費の縮減など、より踏み込んだ形での行政改革の断行は必然であります。

今回ご提案させていただきます改正案につきましては、今までの常識にとらわれない少数精鋭による効率的かつ住民にわかりやすい業務配分を基本として、組織の見直しを行ったところでございます。

主な具体的な改正内容でございますが、条例の改正内容でございますが、第1条の別紙部分を次のように改めるということでございます。

主に改正した内容について説明したいと思いますが、税務課と収入役室を統合しまして、税務会計課といたします。これは、出納事務を税務事務と合わせまして、事務の合理化を図るとともに、予算執行機関と会計機関を分離し、適正な公金の管理、執行に努めてまいりたいと考えております。

また、農林水産課と商工観光課を統合しまして、産業観光課とします。町の産業を有機的に連携することによりまして、各産業によりよい効果的な振興と活性化を図っていきたいというふうに考えております。

次に、建設事務と環境事務を合わせまして、建設環境課とするということでございます。住民の生活環境に密着する道路、また河川の整備や生活排水、ごみ処理問題等について、環境行政と連携させていくということと、都市計画業務を追加することによって、総合的なプランニングをしていくというようなことで、より生活環境形成を目指していきたいというような考え方でございます。

次に、住民課と水道事業を統合しまして、住民水道課とするということで、これは転入、転出とかの手续に際しまして、水道事業への加入とか脱会、手続をワンセットで行いまして、窓口の混雑時の相互緩和をするというようなことで、住民の利便性の向上を図ってきたいというふうに考えております。

次に、保健福祉課につきましては、組織上の統合は行いませんが、従来まで住民課で所管しておりました保育所、児童館業務を追加いたしまして、子育て等支援政策の充実を、もちろん一体的な児童福祉の充実を図っていくというような内容の中で、事務分掌を、今回、提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） おはようございます。浅野です。

この1週間で、町長も総務課長もかわっていないですよ、同じ人ですよ。私は頭がぼけちゃったのかなと思ったんですけども。たしか1週間ほど前に同じような再編の組織イメージ図というもので、これでご理解いただければありがたいというようなお話があったような気がするんですけども。その辺から今回、またこれをいただいて、非常に今日、戸惑っておって、ちょっとほかの方にも伺ったんですけども、もう時間がありませんのであれなものですから。もしかしたらちょっと焦点が狂っているかもわかりませんが、この1週間でベストのものがさらにベストなものになった、その経緯についてお話ししたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） ただいま提案させていただいております、審議をいただいております議案につきましては、議員もご承知のとおり、町長の権限に属する事務分掌という範囲の中でそもそも条例改正をお願いしているわけですが、ただ、町全体の行政機関も含めて全体の課長



の数とかいろんな面でイメージ図をつくって、議会の全員協議会等で配付したわけですが、これは全体像を把握するために参考として議員各位に配付したものでございまして、今回の条例改正、町長の権限に属する事務分掌につきましては、地方自治法の関係からいきましても、イメージ図の中の教育委員会とか議会事務局については、また別の条文の中で規定されているわけございまして、今回は、あくまでも町長部局の町長の権限に属する事務分掌という形の中でご提案させていただいております。

当初はたしか6課とかという、町長部局がですね、いろいろあったわけですが、我々の不手際もありまして、おくれて全員協議会等でご審議していただいたという中で、いろんな意見を取り上げながら、最終的に町長が、基本的にはこの課の統廃合、一番問題は収入役を置かない条例を先日の議会で可決いただきました。これに伴いまして、会計課をどうするのかという部分から発生しまして、行政改革の第4次の行革の中でも課の再編とか組織、機構の見直しというのがうたわれています。そういう中で、同時に、よりよい町長の補助機関として事務分掌はどうあるべきかということをご再検討したわけございまして、最終的に、今ご提案申し上げます7課という形で何とかご理解いただきたいと、このように思っております。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 今、助役からご説明いただいたんですけれども、助役の説明は説明として伺いますけれども、政治のご説明は助役としてはああいう言い方なんだろうと思いますけれども、実際に1週間前はかなり詳しく説明いただいたわけです。私たちは、最終的に町長に、どの議員さんだったかはちょっと忘れましてけれども、町長の意見はということ聞いたときに、たしか町長はこれをお願いします。よろしくご協力くださいと、そういうふうに特に一言あったような気がするんですけれども、そこから1週間で、これは私だけでしょうか、こういう感覚を持つのは。ほかの議員さんにもちょっと聞く時間がなかったのであれだったんですけれども、非常に疑問に思うんですけれども。

特に、総務課と企画財政課なんて、総務課に今度統合するよ、その意味はこれこれこういうことだよみたいな説明がありました。それがまたばらんと分かれちゃったりとか、住民水道課になっちゃったり、建設環境課になっちゃったりとかという、これは非常に大きな変化だと思うんですよ。

先ほど、収入役が退任された中でのよりよい組織変更なんだという説明がございましたけれども、12月です、12月から3月の初めのこの時期までの間に2カ月間たっぶり、私はこれは検

討してきたんだと思うんですよ。その結果、先月の終わりから今月にかけて私たちに説明いただいた。議会の初日ですから、6日の日だと思いますけれども、それで納得ができたつもりで、今日来たら、机の上にこれがのっているんで、まか不思議だなあと。総務課長と町長がかわったのかなという気が私はしたもので、最初、ちょっと伺ったんですけども。

同じ総務課長の口から、あるいは同じ町長の口からこういう提案が出されるとは夢にも思えないというところで、細かい一つ一つの仕事の内容についてではなくて、こういうように変更される手順ですかとか手法が一番の問題じゃないんですか。そのように思って質問しておるんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 先般はそのような説明をして、私もそういうお願いをいたしました。その後、庁内で検討した結果、やはり企画財政が一番かなめであるので、これからの財政を運営する上で総務と分離した方がいいのではないかと、そういう考えのもとに、今回、こういう提案をさせていただきましたので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） またこの間と同じよろしくご理解とご協力をという言葉が、何かそれこそ日が変わりメニューで町長の口から出てまいります、という気がいたします。私はこれには賛成しかねます。何でか。これが悪いというのではなくて、私の理解がそこまで進んでおりません。納得ができておりません。

次、助役の方から、町長部局のことについてのというお話がございました。でしたら、教育委員会部局から議会事務局についての提案がここでなさるべきではない。絵の中に入っているべきではないと思います。こうやって絵の中に入っているからには、この面についての意見も、あるいは質問もさせていただいていいかどうか、その辺をまず伺います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今のご質問の町長部局以外の部分についての質問をしていいかということですが、この条例案とは別に、ご提案とか考え方として、意見を聴取することにはやぶさかでないとは私は考えております。これは議長判断で。

（発言する者あり）

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 申しわけありません。今のご質問の趣旨が、その議案以外の部分の質問をしてよろしいかということでしたので、私も判断に困ったわけで、ただ、今言った

ようにご提言、ご意見、その他についてはよろしいんじゃないかと私は主観で申し上げたつもりでございますけれども、よろしく願いいたします。すみませんでした。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 何となく私に物を言わせない方がよさそうな雰囲気の中のあれでございますけれども、そうであるんだっただらば、一たん休憩して、議員協議会でも結構でございますので、忌憚のないことを私も言わせていただuksi、また、ここで言えない、議事録に載っかるものではまずいものもあれば、お聞きしたいと思っておりますけれども。それで結構です。協議会かなんかでも結構ですから。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩します。

（午前 9時58分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

議長（伊藤博明君） 質疑ありませんか。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 先ほど、休憩前にいろいろ質疑があったわけでありまして、技術的なもので1つお聞きいたしますが、組織イメージ図を拝見をさせていただきますと、助役という役職があるわけでありまして、これの今回の施行年月日は本年4月1日からすることでございますので、今回の提案の内容については、どの程度の間、これは先般の初日の私の質問に答えて、現井上体制の中ではこの分掌と申しまししょうか、課の体制でいくと、この体制というか、実は6日に提案された内容で、今日の体制はまた違うということで、先ほど質疑がありましたんですけれども、この体制でいくということなんでしょうか。それについて、まず確認をしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） この体制でいくと思っております。

（発言する者あり）

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、総務課長が答えたとおりでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） この体制でいくということ、提案されたということ、理解いたしました。何度も同じことを申し上げるのは甚だ心苦しいわけでありまして、しかし、この前の条例というのは、条例をもって就任とするという、本来あるべき姿に条例を整備するという観点から、私は必要な措置だというふうに思いますし、それについては、過去の経過も含めまして、また、町民には具体的には余り関係がないと申しませうか、直接影響がないという意味において、私は賛成をした経過がございます。それは前の議案の問題でございますが。

しかし、この問題は、課の設置、窓口、確かに所掌事務については議会の議決にならないわけではあります、これは町長の専権内容ではありますけれども、ご承知のとおり、町民の生活、また今般も提案をされております各種事業、これを町長の政策、法律、条例に沿って住民サービスをしていく、町長の手足となって動く、これを職員をもってそれを行うというのがこの行政のシステムであります。

そういう面で、先ほどの質疑にもありましたけれども、議会から提案されてはや数カ月たつわけでありまして。そして、この間、私は何度となく説明、または耳にするわけでありまして、そのたびごとにこの内容が変わってきたというのが経過であろうというふうに思います。拙速であってはならないというふうに思うんです。こうした拙速なことが今後において大きな過ち、また禍根を残すことになりはしないか。これは大変大事な問題であります。こうしたものが、この経過から見ると、私は、非常に軽んじられている、条例を1つ提案する、しかも、これは大変大事な内容じゃありませんか、根幹ですよ、行政の。

先ほど、助役から条例の提案について、今後についてお話もありましたけれども、この問題、こんなに簡単にころころ変わりながら、しかも、今後、町長の在籍中はこのままでいくと、いや、変えると、もし問題があったら、ちゅうちょなくやっぱり変えるということも、そういう判断もあってしかるべきなんじゃないですか。

この事態ですよ、本来であったらば、当然、あなた方執行部、町長、また三役、今日、課長職の方がここに座っていらっしゃいますけれども、十分な慎重審議がされて、これで4月1日からこの予算を執行していくと、それがセットされて初めてこれが相互に動きながら、この大変厳しい財政状況の中、町政運営が進んでいくんではありませんか。それを今日、各議員は心配されているんだと思いますよ。私もそれが一番心配です。

先ほど、全員協議会で助役もこの問題についてお話もありましたが、執行責任者は町長であります。これは町長の提案であります。町長がこの8,000人の住民の命と暮らしを預かっているんです。その責任、重さを重々承知して執行していただきたい。この問題について、町長の

見解、もしくはこの間について、私は、率直に謝るんだったら、きちんと謝っていただきたい、そして新たな気持ちで出直していただきたいというふうに思うわけではありますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 先ほども浅野議員にお答えしましたように、最終的にはこういうことをお願いをしたいというふうに申し上げました。中学校の問題、岩和田の小学校の統合の問題も控えまして、これからは鋭意、気を引き締めて町政に当たっていきたい、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） いろいろこの問題でころころ変わるという言い方もあります。しかしながら、短期間のうちに、いろいろ、私も改善したものと、そのように理解しておりますが、提案内容よりも、今回、この問題に関しては、提案技術、提案するための技術が欠けているんじゃないか。技術的な提出方法だと思います。同時に、今、石井議員からも言われましたとおり、私は今まで御宿の歴史にないような大きな変革なんですね。これがパーフェクトだと思っ  
ていません。

しかしながら、これは踏み出してみないことにはどうにもならない。しかし、任期中、変えるつもりはありません、このままでいきますと。これはいかがなものかなあと思っています。そごが出たら、調整させていただく場合もありますというのが本来じゃないでしょうか。今発言されたとおり、言われたら、悪いところが出て、言っちゃったからしょうがないという話になるし、そういうときになって、またもう一回頭下げなければいけないでしょう。私はその点で、先ほどの町長の言い方は、改めるなら、今じゃないかなあと、そう思いますけれども、いかがですか。

議長（伊藤博明君） 町長、いかがですか、今の。

井上町長。

町長（井上七郎君） 今、松崎議員が言われましたけれども、これがもう100%完全だということにはいかないと思いますので、またいい考え、また不都合があれば、変えることもやぶさかではないと、このように申し上げておきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は挙手によって行います。

議案第30号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

もう一遍、ちょっと挙手をお願いします。申しわけありません。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 失礼しました。

同数ですので、議長裁決に入らせていただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) それでは、本案を可決させていただきます。よろしく願います。

#### 議案第21号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第3、議案第21号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第21号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算(案)は、補正額2,254万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億9,096万円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、歳出において保険給付費を増額するほか、歳入で精算による国庫支出金、療養給付費交付金等の調整を行うものです。なお、本予算(案)につきましては、去る2月17日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長(佐藤良雄君) 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

主な補正内容としまして、歳出では、医療費の伸びによる保険給付費の増額、共同事業拠出金の決定による減額です。

歳入につきましては、保険税の17年度決算見込み額から算出した結果、当初予算の増減額、国の三位一体改革に伴います国・県支出金の負担率変更による増減額や退職被保険者の医療費にかかわる療養給付費交付金の増額でございます。

それでは、3ページの事項別明細書を歳入からご説明いたします。

国民健康保険税334万7,000円の減。内訳としまして、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分721万2,000円の減、介護納付金分現年課税分229万6,000円の増、医療給付費分滞納繰越分512万3,000円の減、介護納付金分滞納繰越分117万9,000円の減、退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分現年課税分704万円の増、介護納付金分現年課税分56万2,000円の増、4ページの医療給付費分滞納繰越分22万1,000円の増、介護納付金分滞納繰越分4万8,000円の増。

この保険税につきましては、当初予算では課税対象額が所得が定まらない状況の中で計上していますが、決算見込み額から、今回、補正により調整をさせていただくものです。また、一般の医療給付費現年課税分721万2,000円が減、退職分の医療給付費分現年課税分704万円の増となりました要因は、国保税の仮算定後、国保加入者が退職被保険者の資格の異動が2月の末までに88人ありましたので、増減が生じたものでございます。

国庫支出金2,610万7,000円の減。内訳としまして、国庫負担金の療養給付費等負担金3,039万2,000円の減、高額医療費共同事業負担金54万7,000円の減、国庫補助金の財政調整交付金483万2,000円の増。これらの補正は国の三位一体改革に伴い、交付率が40%であったものが36%となり、大きく減額精算となったものでございます。

療養給付費等交付金2,532万4,000円の増、退職被保険者に係る給付費が伸びて増額となったものでございます。

5ページの県支出金2,771万4,000円の増。内訳としまして、高額医療費共同事業負担金54万7,000円の減、県財政調整交付金2,828万1,000円の増。この県補助金、県財政調整交付金は、国庫支出金にてご説明いたしましたけれども、国の三位一体改革に伴いまして新しく創設されたものでございます。また、高額医療費共同事業負担金ですけれども、後ほど歳出の方でご説明いたしますが、高額医療費の共同事業拠出金額が減額となりましたので、それに伴いまして4分の1の県負担金分を減額となりました。

次の、共同事業交付金345万2,000円の減、本年度の交付設定額による減額補正でございます。

繰入金241万1,000円の増。これは、一般会計からの繰入金でございます。6ページでございますけれども、内訳としまして、保険基盤安定繰入金で27万8,000円の増、保険者支援分で30

万4,000円の増。これは対象となる世帯、被保険者が確定したことによりまして、相当額等を一般会計から繰り入れるものでございます。職員給与費等繰入金2万9,000円の増、出産育児一時金等繰入金180万円の増。これは、1件30万円の3分の2を繰り入れるもので、平成17年度は9件の見込みです。

次に、7ページの歳出でご説明いたします。

総務費2万9,000円の増。

保険給付費2,470万5,000円の増。内訳としまして、療養諸費、一般被保険者療養給付費2,466万3,000円の増、退職被保険者等療養給付費580万円の増、一般被保険者療養費59万5,000円の増、退職被保険者療養費7万円の増、診査支払手数料16万4,000円の増。8ページの高額療養費、一般被保険者高額療養費538万7,000円の減、退職被保険者等高額療養費150万円の増、これにつきましては、残り2カ月の支払いに不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

老人保健医療費拠出金、介護納付金につきましては、財源更正でございます。

9ページの共同事業拠出金219万1,000円の減、高額医療費拠出金219万1,000円の減。平成17年度の拠出金が確定したことに伴う減額補正でございます。

以上、歳入歳出補正額2,254万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を9億9,096万円とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

8ページの出産育児一時金であります。補正前の額と比べまして、補正額が大変多いように見受けられますが、この補正について、いま一度、詳細な説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） この出産育児金は、当初、18人の1件30万円の540万円を見込みましたけれども、本年度では、母子手帳の交付決定の状況によりまして、4月から2月まで28人の出生がございますけれども、そのうち国保対象となる出生は9人ということでございますので、このように減額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第22号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第4、議案第22号 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第22号 平成17年度御宿町老人保健特別会計補正予算(案)第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算(案)は、補正額1億1,770万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億9,202万2,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、医療費の増嵩が著しく、今後、予算超過が懸念されますことからお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長(佐藤良雄君) 平成17年度老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、医療諸費、歳出の法定負担割合によるものです。

2ページの歳入からご説明いたします。

支払基金交付金、医療費交付金、補正額6,630万6,000円。

国庫支出金、医療費負担金、補正額3,426万2,000円。

県支出金、県負担金、補正額856万7,000円。

繰入金、一般会計繰入金、補正額856万7,000円。

以上、歳入合計の補正額 1 億1,770万2,000円とさせていただくものです。

次に、4 ページの歳出のご説明をいたします。

医療諸費、補正額 1 億1,770万2,000円。内訳でございますが、医療給付費、補正額 1 億1,733万9,000円、医療費支給費、補正額36万3,000円、残り 2 カ月分の医療費に不足が生じることから、補正をお願いするものでございます。

以上、歳出の合計補正額 1 億1,770万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を11億9,202万2,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

これより11時5分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

議長（伊藤博明君） 先ほどの議案第30号の件ですが、議長裁決に入りまして、「地方自治法第116条の規定により」が抜けておりましたので、追加させていただきます。ご了解願います。

議案第23号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第23号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第23号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額93万6,000円を減額し、予算総額、歳入歳出それぞれ5億715万7,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、人件費の減額及び国・県等の負担金の増額に伴う保険給付費の財源更生をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明を申し上げます。

3ページの事項別明細書でご説明をさせていただきます。

初めに、歳入ですが、国庫支出金から県支出金までは、保険給付費増額に伴い、それぞれ内示がありましたので増額補正をさせていただくものです。

国庫支出金の介護給付費等負担金189万円の増額につきましては、保険給付費に対する法定負担割合20%分です。次の財政調整交付金410万1,000円の増額は、保険給付費の5%分であります。

県支出金、介護給付費等負担金94万5,000円の増額につきましては、法定負担割合12.5%分です。国・県支出金等につきましては、概算交付で、保険給付費の決算額により翌年度に精算をするものであります。

4ページ、繰入金93万6,000円の増額につきましては、一般会計からの事務費に対する繰入金について、人事異動に伴う人件費やその他事務費の減額であります。基金繰入金707万2,000円の減額につきましては、国・県負担金の増額に伴い、減額とさせていただくものであります。

繰越金13万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、歳入の補正額93万6,000円を減額し、歳入総額を5億715万7,000円とさせていただくものです。

次に、5ページの歳出ですが、総務費の総務管理費94万円の減額は、人事異動による職員の給料に余剰金が生じることから、減額をさせていただくものであります。介護認定診査会費4,000円の増額は、臨時職員の社会保険料に不足が生じたための増額であります。

保険給付費につきましては、財源更正であります。

以上、歳出総額を5億715万7,000円とさせていただくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

5ページの保険給付費であります、これは財源更正ということで、額の補正はないということのようではあります、昨年秋の改正に伴う、例えばホテルコストなどの上昇などの中で、給付を受けられなくなる事態は発生しはしないかという懸念があったわけではあります、間もなく本年度末、あと何日かで終わるわけではあります、現況の中で事態はどのように推移されているのか、その辺についての説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ご質問の内容でありますけれども、まず昨年9月に補正をさせていただきました。これにつきましては、10月から改正される介護保険3施設の居住費、食費、ショートステイの滞在費、食費が自己負担となることに伴って、低所得者対策ということで補正をさせていただきました。

当初、施設入所者のおよそ7割ぐらいがこの該当になるんじゃないかなということでご説明を申し上げておりましたけれども、1月診査分で申し上げますと、施設利用者76名、それからショートステイが9名ほどおりますけれども、85名中64名と、70%強ということで、見込みどおりの利用となっております。

ご指摘のこの制度改正によるサービスが受けられなくなるような対象があるのかどうかということについては、現段階ではございません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第24号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第24号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第24号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（案）第7号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに61万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億156万1,000円とするものです。

内容は、歳入については、観光施設関係の使用料の減額と道路改良事業の町債の借入額の変更及びアスベスト除去費の借り入れです。

歳出については、収入役の退職に伴う人件費の減額と民生費の特別会計への繰出金の精算、土木費の県事業の分担金の補正です。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 内容について説明いたします。

地方債につきまして、5ページをお願いいたします。

道路事業で変更が生じたので、借入額を560万円減額し、2,790万円とするものです。中学校建設事業で、アスベスト除去費に地方債の借り入れができるようになりましたので、500万円の追加をし、4億3,220万円とするものです。

内容につきましては、6ページの事項別明細書より説明いたします。

町税22万6,000円の増額。これは、法人滞納分の増と入湯税の減です。

13款の分担金及び負担金2万1,000円の減額。これは、生活管理指導宿泊費と生活管理指導派遣費の減です。

14款の使用料及び手数料650万3,000円の減額。主なものは、年間の入場料の減額やごみ持ち込み手数料が主な要因となっております。

15款の国庫支出金205万8,000円の減額。詳細は、8、9ページでございます。民生費関係の決算見込みによるものと、合併浄化槽の決算見込みによる減額、また住宅建設補助の減額です。

16款県支出金308万7,000円の減額、国補助と同じ理由による県補助分の減額でございます。

11ページの農業費関係で、13款直接支払基金の単価減による減額。統計調査費においては、委託金が精算によるものの減額です。

17款の財産収入3,000円の増額は、財政調整基金の利子分です。

20款繰越金1,288万2,000円で収支の均衡を図りました。

21款の諸収入は23万1,000円の減額で、主なものは、雑入の記念館の売り上げの減額と、清掃センターにおきまして、リサイクル品の売上金が、空き缶等の有価物が210万1,000円の増となっております。

22款の町債60万円の減額です。これは、先ほどの説明と同じです。

歳出について、13ページより説明いたします。

議会費につきましては、議員1名減によるものです。

2款総務費535万2,000円の減は、一般管理費の給料から共済費までは収入役人件費分の減、ほかは年度末の費用確定見込みによる減額です。

文書広報費につきましては、例規集の改定費用に不足が生じたための増額です。

財産管理費については、年度末の費用確定見込みによる減額です。

財政調整基金は利息の計上です。

統計調査費については、費用確定見込みによるものです。

15ページ、民生費1,010万5,000円の増額。

社会福祉費の扶助費については、ひとり親家庭の1名分の支給額の増です。繰出金は国民健康保険特別会計の繰出金です。

老人福祉費の報償費から扶助費までは、該当者1名の減によるものでございます。繰出金はそれぞれの会計の精算見込みによるものです。身障者福祉費の適用者の増によるものです。

出産奨励費につきましては、当初予定より1名の増によるものです。

17ページをお願いいたします。

衛生費365万5,000円の減額。

環境衛生費の賃金につきましては、環境整備員の退職による減です。

乳幼児医療対策事業の扶助費は精算見込みによるものです。

清掃費の負担金補助及び交付金については、合併浄化槽の設置数の確定が見込まれたため、減額です。

農林水産業費100万円の減額。

18ページをお願いいたします。

農業振興費の負担金補助及び交付金については、中山間地域等直接支払交付金の事業費確定による減額です。

水産振興費の委託料は、2月10日に御宿海岸にシャチが漂着し、鴨川シーワールドまでの運搬費を2万円計上いたしました。負担金補助及び交付金については、漁獲共済事業の事業費確定による減及び南部漁港協会の解散による減です。

商工費151万6,000円の減額。商工振興費の負担金補助及び交付金については、商工会の街路灯整備事業の事業費確定による減額です。

月の砂漠記念館管理運営費及び町営プール管理運営費につきましては、運営費用の確定見込みによる減額です。

19ページをお願いいたします。

土木費1,270万9,000円の増額。土木委員報酬は須賀区の役員が1名欠員のためです。

道路維持費の委託費は、除雪作業の費用です。

道路新設改良費の委託料は、岩和田地先の町道路線変更に伴う道路台帳整備にかかる費用です。負担金補助及び交付金は、千葉県土木部の事業費の町負担金相当額です。

20ページをお願いいたします。

教育費644万2,000円の減額。

事務局費の旅費は、中学生海外派遣旅費、研修旅費の減額です。

小学校管理費の需用費については、御宿小学校浄化槽の修繕費、委託料については、浄化槽の管理委託に不足が見込まれたためです。使用料及び賃借料については、小学校のコピー機使用料金に不足が見込まれるものです。

共同調理場費の需用費は、汚泥貯留槽配管の修繕料です。

中学校費の学校管理費の減額は、給食室の廃止に伴う消毒委託と害虫防除装置使用料及びパソコンの使用料の減です。

21ページをお願いいたします。

教育振興費の扶助費については、認定者の増によるものです。

学校建設費の委託料については、新校舎へ移転作業を父兄、生徒、教職員、議員、町職員により実施したことにより、経費が削減できたための減額です。工事請負費、備品購入費は、入札による差金によるものです。

社会教育費の報償費は、公民館の各種事業で工事が無償で依頼できたことなどによる減額です。需用費については、光熱費の減額と音響施設の修繕です。工事請負費はインターネットの配

線工事です。

保健体育総務費の報償費から役務費までは、体育祭が雨のため中止による減額です。

体育施設費の賃金は、臨時職員の退職による減、需用費は光熱費の減です。

11款公債費378万6,000円の減額は、元金は年度末精算に係る元金分の計上、利子については、借換債の導入による利子の減額です。

歳入歳出ともに61万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億156万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

ほぼ時期的には最終の補正だというふうに理解しておりますが、まず、歳入面でありますけれども、一つは町税であります。今年の町税事務について、この補正のもう少し詳細な説明をいただきたいというふうに思います。

また、6ページの中で、月の沙漠記念館入館料ということで減額、これは中の売店売り上げ、こちらの方も150万円何がしですか、減額補正となっているわけですが、この入館者の見込みということでこういう数字が出たというふうに思うんですけれども、入館者数としては、どういう想定、予算立てであったのか。また、近年中、どういう傾向を示してきたのかということですね。今日、一般会計の当初予算の方の質疑ということもあるとは思いますが、今後についてもこの場でお聞きしたいというふうに思います。

それから、歳入の面では、12ページ、先ほどの売店売り上げ、それと、これは逆であります、プラス補正ということのようではありますが、空き缶売払代金、これはプラスですね、それから有価物売払料金、これはマイナス補正ということでもありますけれども、これらの要因、特に空き缶等については、町としても分別リサイクルの奨励をいただいているというふうに思うわけですが、どういう部分がどうなのか。例えば金額が上がったのか、それとも量がふえたのか、その辺がちょっとこの数字だけではわかりません。昨今はそういう有価物も大変高騰しているというふうに聞いているわけですが、その辺での施策的な内容での説明をいただきたいというふうに思います。

とりあえず、歳入面で以上です。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。



税務課長（木原政吉君） 今回、補正をお願いしました税の方ですが、法人の滞納分につきましては、徴収努力でこれだけ見込めるといふことと、入湯税につきましては、昨年、夏が暑くて、入湯税を徴収する施設はクアハウスですが、夏にお客さんが暑くて逆に入らなかったといふことで、400人程度の減額が、前年度と比較して見込まれるという状況で、減額補正をお願いするものであります。

また、徴収状況といふことでありますが、今年度、税務課に、徴収体制を強化するといふことで1名増員をいただきまして、また、県より徴収専門員の派遣を受けるとともに、3カ月間の職員の県税事務所への研修を行っております。2月末現在で、国保税を除きます町税の徴収率は、前年同期と比べまして7.9%上回っております。また、国保税につきましても、全体で2.7%、滞納分につきましては2.5%、前年を上回っておりますので、今後も努力して徴収率を上げたいといふふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 先ほどの月の沙漠記念館の入館料の関係で説明させていただきます。

予算の組み立て上、12月までの実績と、あと過去の3年間の年間の平均伸び率、そういうものを計算して計上いたしました。その中で、今回の歳入関係につきましては、当初予算の68%というような内容になっております。あと、対前年比82%といふことでございまして、入館者数からいけば、平成2年に開設以来、最低の数になるのではといふふうに考えております。2万人前後というような形にはならざるを得ないといふふうに考えております。それに伴いまして、売店の売り上げにつきましても、対前年比の約45%ぐらいの売り上げになってしまうだろうといふような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原 勇君） それでは、空き缶売払代金及び有価物についてのご説明をいたします。

まず、有価物につきましては個々に、新聞につきましては約2万4,140キロほど、当初見込みよりも増えております。また、雑誌についても6,190キロほど、また、段ボールについても4,630キロほど増えております。また、牛乳パックについても約110キログラムほど、布類については逆に3,250キロほど減額といふことで、また、ペットボトルについては4,000キログラムほどの減額となっております。

また、それぞれ、新聞については約1円50銭ほど金額的には上がっており、また雑誌につい

では1円、段ボールについては3円、牛乳パックについても同じく3円、布類についても同額ということで、ペットボトルについては約5円ほどの増額となっております。それと、空き缶売払代金につきましては、缶類ですか、それについては約101万5,050キロほどの増ということで、また単価についても約10円ほど増となっております。手数料についても、2万2,865キログラムほど増となっており、単価も2円ほど上がっているという形で、今回、補正をお願いしたものです。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

税の方であります、努力したということでありますけれども、どういう内容なんでしょうか。大分いろいろやられたというお話は聞いているわけでありますけれども、その辺の内容について、よろしければ、個人情報という話じゃないんですよ。どういう事務をされて、こういう成果が上がったのか。成果といいましょうか、補正になったのかという部分で説明いただきたいというふうに思うんです。

それから、月の沙漠記念館につきましても、実態はわかりましたが、その辺、分析ですよ。今の説明では、開設からの中で、一番の少なくなるのではないかというような説明があったというふうに思うわけでありますけれども、それをどう分析して、今後どう施策展開をしていくかということだろうと思うんですね。その辺を説明願います。

それから、空き缶等でありますけれども、今ご説明いただきましたけれども、量、それから単価、減ったところも、先ほどの説明の中にはあったようではありますけれども、ほぼ軒並み上がっているということだろうと思います。単価については全体的な問題でありますけれども、施策的な意味合いにおいてはやはり新聞紙、段ボール等、かなり分別リサイクルが進んでいるというのがこの補正の結果だというふうに思うんですね。

じゃ、そうした中において、今、どういう問題点があるのかないのか、今後どうするのかということが、この補正を見て、担当としてどう施策展開をしていくのかということが大事になるかと思うんですね。ただこれだけ数値の違いがあったから補正をさせていただきますということでは、余りにも単純ではないかなというふうに思うわけであります。

歳入の方であります、いま一度のその辺について、詳細な説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務課長（木原政吉君） 税につきましては、徴収体制を強化するというところで、また、平成19年度から三位一体の改革で国から地方への税源移譲が行われることとなりますので、昨年4月に1名増となっております。また、あわせまして管理職徴収、また休日徴収の数を多くして、より滞納者と接触しております。また、今回、7.9%と上がった、大きい理由につきましては、昨年12月の議会で、ご承認いただいた件でございます、特別土地保有税が今まで滞納であったものが徴収できた面も多く影響しております。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 記念館の分析ということですが、総体的に落ち込みがある中で、特にこれといって大きな要因というわけではございませんが、例えば夏の入り込みですね、台風があったり、ちょっと暑くて手控えるというものもございまして、大体、7月、8月で平均すると68%ぐらいというふうな入れ込みになっております。

基本的には総体的な落ち込みということございまして、あと、今後の対応ということでございますけれども、一つ、今、考慮しているのが、旅行会社とのタイアップですか、そういうことも考慮したいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。税収の問題については、個別な内容で、大分ご苦勞があったかに聞いておりますので、その辺のご説明いただければなということで、質問をしたわけでございます。

再質問に移らせていただきます。

まず、15ページであります、社会福祉総務費の中で、老人保健福祉計画分析委託ということで減額補正されております。先般の協議会で福祉計画の素案というものを説明いただいたところではあります、これは当初予算との関係の中、それから、具体的に委託契約も結ばれてこういうことをやられたというふうに思うわけですが、その辺の経緯、この計画づくりにあたってはご苦勞もいろいろあったかと思うわけですが、それらを踏まえまして、ご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、次に17ページであります、衛生費、予防費で財源更正ということでございますが、予防費の中でございますが、たしか、本町もインフルエンザに対する補助を行っているかと思っております、今年は大変インフルエンザが猛威を振るいました。私ごとでございますが、私も感染して大変な目に遭ったわけでございますが、これならばやはり高齢者にとっては大変負担が大きい、そういう病気だろうということのみずから理解したところでもございます。

そういう面におきまして、今年の特にインフルエンザについての予防接種事業はどのような実態であったのかということ、予想人数、それから全体的な高齢者数が何人いて、もうそろそろ終息だろうというふうに思いますので、何人の接種があったのかということをご説明いただきたいと思います。

また、インフルエンザにつきましては、風邪が違くと効果がないというようなお話もあるところでございます。また、1回ではなく、2回、複数回受けることによってさらに効果が高まるというような報告もあるかというふうに思うわけではありますが、その辺も含めまして、広報、また、今後、この事業をどう展開していくかを含めまして、ご説明いただきたいというふうに思います。

それから、次に、19ページであります、道路橋梁費であります、道路維持費69万1,000円ということで、除雪費用ということでありましたが、今年は1月、2回も大雪が降りまして、しかも雪も2週間と長きにわたって道路に存在するという、大変近年まれに見る、御宿にとりましては大雪であったというふうに理解しております。

そういう中で、具体的な除雪の、これはキロ数で言えばいいんでしょうか。それから、2回降った中で、やはりその中で教訓となるべきところも大変多かったかと思えます。今回は、町民みずから除雪をしていただくという部分での協力も多々あったかと思えます。また、そういう中では、住宅地のない、そういう道路、しかも通学路に該当する部分もあったかと思うわけではありますが、そういうことも鑑みながら、今後、この除雪について、一定の考え方と申しましょうか、そういうものもきちんとまとめていただいた中で、今年はこれで終わりだというふうに思いますが、また今度あることもあると思いますので、きちんとその時には素早く行動をとれるように、きちんと総括もしていただきたいというふうに思うわけではありますが、これについての事業内容など、所感があれば、ご説明いただきたいというふうに思います。

それから、同ページの0106号線道路改良費ということで、財源更正ということで、地方債から一般財源ということで、先ほどから歳入の面からご説明をいただいたところではあります、これは大変大きな事業でございます、来年度もまだ残っているというふうに思うわけですが、そういう中で、これは歳入の部分もあったわけですが、これはちょっとわからないんです、聞いただけでは、どうしてこういうことが発生したのかということで、この0106号線道路改良に伴う計画、特に財源内容をどのように精査して、予算化されたのか、そして変更等があったように聞いておりますが、それはなぜ変更になったのか、いま一度、わかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

それから、21ページであります、学校建設費の中でありまして、中学校移転作業委託ということで、減額補正されまして、これはボランティアも含めまして、皆様のご協力でこういう結果が出たというふうに思うわけでありまして、そもそも当初予算の中ではどのように計上されておったのか、額。そして、私も微力ながら参加したところではございますが、全体数、大変多くの方にご協力をいただいたというふうに理解しておりますが、それぞれいろんな立場の方がご参加いただいているようにお見受けいたしました、どういう方が人数的に参加されたのか、その内容についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、同ページの公民館費、各種教室講師謝金ということで、これは、当初予定されていたものがボランティアによって減額補正になったということの説明を、今、いただいたところでございますが、具体的にどういう教室がそのように変更になったのか。それから、公民館、たくさんさまざまな教室を開いているところだろうというふうに思いますが、その講師、特にこれまでも各教室の中で、ただ単にその中で自分の趣味と申しまししょうか、興味が充たされればいいということだけではなく、本来、公民館としては、やはり社会教育、特に人材を育成していくということも大変大きな公民館の仕事の内容だというふうに思うんです。そういうものも踏まえながら、今後、教室をどのように運営をしていくのかということにつきましても、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 高齢者保健福祉計画と第3期介護保険事業計画の経緯ということでありまして、17年度の予算算定の段階で7社から見積もりをとって、予算計上したということでありまして、236万1,000円という内容でございました。4月にその中から実績のある業者、特に7社のうち、見積もりがちょっと高かった2社は外させていただいて、5社を設定して、入札を実施させていただきました。見積もり入札ということで、1回目、最低価格、同価格が2社ございまして、2回目の見積もり入札を実施し、TMC株式会社が189万円で落札したという内容になっております。

当初の330万7,000円という積算ではございましたけれども、その段階で町内業者の落札に切りかえでありますとか、職員で、担当でできるものについてはできるだけ担当で実施していこうということで、積算に当たったところであります。

これまでに介護保険運営協議会を2回開催しておりまして、また、これ以外にも作業部会を4回実施しております。成果品につきましては、CD-ROMで納品をしていただきまして、

ホームページ等で掲載させていただきたいと。印刷製本でありますけれども、A4判でページ数は100ページ、1色刷りで予算額17万4,000円で、今、発注しているところでございます。よろしく申し上げます。

それと、もう1点、インフルエンザについてということですが、今回の補正にはこのインフルエンザの予算は計上してございませんけれども、関連質問ということでお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、インフルエンザにつきましては、高齢者等がインフルエンザにかかりますと、大変ダメージを受けるということでもあります。さまざまな合併症ともつながるわけでございますので、保健福祉課としましては、できるだけ受診率を上げていきたいということで、広報に努めております。

実績で申し上げますと、16年度が受診者1,401名、今年度は1,531名ということで130名の増加ということで、かなりの実績となっております。抗体ができています方については、1回、これまでにかかっている方については抗体ができていますということでございまして、そういう方については1回の接種で充分効果があるということでもありますけれども、これまでインフルエンザにかかっていない型については、抗体ができていないというような方につきましては、2度の接種を勧めているという状況であります。

また、現在、国際的に話題になっている鳥インフルエンザにつきましても、けさほどの報道では100名の死亡者に達したというようなこともございました。これにつきましては、国・県を挙げて行動計画を策定し、そして、その対策を、今、練っておるところでありますけれども、郡内で申し上げますと、夷隅保健所が中心となって、国吉病院で、昨年、感染症の対策事業として、実際、病院でどういう搬送をするのかというようなことを実施したと聞いております。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、私の方から、19ページの道路維持の中の作業委託ということで、これは内容的には先ほど議員がおっしゃられたとおり、1月6日と1月21日の両日の降雪による翌日からの除雪で、内容的には、まず1日目が約24キロ、それから1月22日が約34キロということで、トータル58キロという中の除雪を行いました。

これにつきましては、先ほどおっしゃられていましたとおり、主要道路のみの除雪を行いませんでした。歩道等においてもいろいろ影響もあるということが、除雪の中で考えられる部分がございます。今後、来年の話になりますが、そういったことについての作業内容について、ど

の程度までどのようにしていくかというような位置づけを何らかの関係で協議しながら、作業範囲を構築しておきたいと、考えております。

それから、0106号線の財源更正ですが、これについては、当初予算では3,000万円を予算計上させていただきまして、それについては、国庫補助金2分の1はつけますよということで、起債についても調整はついていました。その後、国から補助枠がありますよということで、1,500万円の追加を行いました。

その中で、補助もやはり2分の1は確定しておりまして、その中で、起債の協議の対象になる、ならないのことが明確に協議されないまま、対象となる判断の中で流れてきまして、最終道路工事分の法面部分については起債対象外だと。つまり、道路費用の関係の起債だということで、簡単に言いますと、附帯事業というような考え方の中で除外されたということで、今回、財源更正をお願いするものです。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、21ページの学校建設費の委託料ですが、これにつきましては、当初、250万円の委託料を計上させていただきました。その際、学校の生徒に引越しについては負担をかけないということで、この金額を計上させていただいたんですが、実際に12月に引越す際には、議員の皆さん初め、生徒は3年生を除いて1、2年生、約120名、それと職員、PTAが1日目は約100人、議員の皆さん、役場職員を含めると、全部で約250名の方が1日目、半日をかけてご協力いただきました。2日目につきましては、教員とPTAということでしたが、前日におおかたのものを運び終っていたことから数時間のうちにほぼ終わったということで、報告を受けております。

工事中に、技術室等の大きな机ですとか、そういったものについては事業者へ搬送してもらったという経緯もありまして、150万円の差額が出たということで、今回、減額の補正をさせていただきます。

それと、各種教室の講師の減額ということで、これにつきましては、当初、予定いたしました手話ソングという教室を予定していたんですが、人が集まらないということで中止になりました。そのほかの部分で出前講座というものを、17年度、実施いたしまして、城西国際大学から講師の方をお招きしまして、5回にわたって講演を実施しました。これにつきましては、大学の方で講師料の方を全部賄っていただきまして、その部分についても不用額が生じたということです。

そのほか、子供を対象としたわいわい教室を初めて実施いたしまして、これにつきましても、

10回の開催の中で、8回が自主グループ、公民館で活動しています自主グループが31団体あるんですが、その自主グループの方々のご協力を得まして、講師をお願いしているということで、教室を実施しております。

今後の教室ということですが、主催教室は今までどおり6教室を予定しますが、そのほかのことにつきましても、町内の講師の方、ほかに大学の先生方をお招きして、できる公民館活動は続けてやっていきたいなというふうに考えております。

人材の育成というお話ですが、各教室等実施しております、その方々が教室を終了した後は自主グループ等に参加していただいて、その中からまた次の人たちに伝えていただくというようなサイクルがとれるような形で、講師となつていただくということで考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 15ページの老人保健福祉計画の委託の話ではありますが、最終的には成果物はCD-ROMでいただくというようなお話でありましたが、これまでもさまざまな委託の問題がありました。例えば、町の広報、こういうものの作成につきましても、ホームページに載せようというときになりますと、それは、例えば紙でしか来なかった場合などは、そういうことはできないわけですね。ですから、委託したものにつきましては、特許だとかいろいろあるかと思えますけれども、契約内容については基本的にこれは町の財産だという観点で、その辺も契約のときに明確にさせていただく必要があると思うんです。

それから、今はほとんどパソコンでやっておるのが実態だろうと思いますから、そういうものについては、紙と、それからデジタルデータ、これを両方とも町の方に成果物として納入をいただくということをきちんとやっていただきたいと思いますと思うんです。そうすることによりまして、今後、同じような内容の事業が発生した場合、例えばこういう老人保健につきましても、また次期の計画策定があるというふうに思いますので、そういうときに非常に有効に利用できるというふうに思うんです。

ただ、紙ですと、これからもう一回データをパソコン打ち直してとかということになり、それだけでも膨大な事務量になるというふうに思いますから、今、行革の中でさまざまな事務の調整、協議されているというふうに思うわけではありますが、特にこういう委託につきまして、プライバシーの問題ですね、個人情報の問題も含め、町の情報も当然その中に入っているわけです。公開するものはそれでいいということになるかもわかりませんが、そうしたことも踏まえまして、きちんとその辺のところの管理運営をしていっていただきたいと思いますというふうに



思うわけでありますが、それについて、町の考えを改めてお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、0106号線の関係であります。明確な協議がなされないまま、最終的に補助対象にはならなかったとおっしゃったのでしょうか、法面の部分ですか、対象にならなかったというようなご説明をいただきましたが、今日、ずっとこのような内容がいろんな中で出てくるわけでありますが、これは大変多額な事業内容なわけですね。

それで、これだけ、例えば本定例会におきましても三役がみずから3割の歳費を、カットされるような中で、やはり一つ一つの計画づくりをもっと慎重にやっていただきたいと思いますし、一つ一つの協議を綿密にやっていただいて、これだって、一般財源でしょう、これ。510万円の一般財源ですよ、これ。そうしたものが水の泡になってしまうんじゃないんですか。そういうことじゃないんですか、これは。

ですから、明確な協議、だれの手落ちですか、これは。本町の職員ですか、国・県ですか。その辺、ちょっとここで明らかにしていただいて、一つ一つ本当に足元を見て仕事をやっていただきたいと思うんですね。行政、ちゃんと職務が決まっているわけですから、どういうふうによればいいのかということも、全部、手順まで明らかにされているわけでしょう。それについて、再度、説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 契約内容のデジタルデータを納入するという件でございますけれども、契約書の中にはデータベースですか、そういうものは納入されるようにという契約条項も入っているものもありますけれども、新しい年度においてはそれらをもっと積極的に取り入れるよう、職員の方に徹底したいと考えております。

次に、0106号線の財源更正の件でございますけれども、道路の法面切り部分については、千葉県振興資金を貸してくれないという協議のもとで、このようなことでありました。前回の補正予算において、この辺の協議がなされなかったのは、私たちの事務担当者の一部県の方との協議不足があったかと反省しているところでございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 1点だけお願いします。

私もこの補正予算見せていただいて、月の沙漠記念館関係を追っかけてみました。これ、やはりちょっと気になったものですから。歳入の減につきましては、先ほどの説明でよくわかりました。歳出の方も、これ、みんな減っているんですね。絵画借り上げ料がマイナス40、各

使用料マイナス30、印刷製本費マイナス12、光熱費マイナス20。こういうたぐいの施設というのは、頑張れば頑張るほど事業費関係は足らなくなるんですよね。意欲を持ってやればやるほど。

それがこういうふうに事業費関係の絵画借り上げ料なんかが、多分、これ、すっぱり残っちゃっているんじゃないかという気がするんですけども、こういうところを、じゃ、今年度の事業はどうやって、どういうところで何に幾ら使って、どういう絵をどうやってどこから借りてこようよみたいな協議は、これ、多分、月の沙漠記念館運営委員会か何かでやられているのかなあ、それとも館長さんがやるのかなあ、それとも役所の方が主導でやるのかなあ。その辺がちょっとよくわかりませんが、その辺のからくりと、こうやって残っちゃったことの本年度の現状について、説明いただければと思います。お願いします。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、お答えいたします。

例えば、絵画借り上げ料、年4回とかそういうふうに予定していました。そういう中で、経費の削減がこういうところにマイナスで上がってきているというようなことはございませんで、例えば作品の搬入、搬出、あるいはほかの芸術家から借りてくる借り上げ料、そういうものとは違った記念館独自で集めた加藤まさをさんの作品とかそういうものを企画展の中に、回数の中にまぜました。そういうやり方をすることによって、企画費が、浮いたという言い方は適正かどうかわかりませんが、そういう努力をしながらやったという結果が、こういうふうになったわけでございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） こういう金というのは、浮かす筋合いのお金じゃないと思うんですよね。使うために計上したものであって、これを使うことによって、逆に今度は入場人員が増えたりとか、あるいはこの印刷製本費の12万円を使うことによって、広報ができるわけですね。ですから、節約していい部分の費用と、そうでない、使った方が効果がある部分の費用というのがあろうと思うんです。これ、一般会計、こっちも見せていただいて、後で幾つか私、質問させてもらいますけれども、そういうところの取舍選択、分別というのはやはり、先ほど、石井議員からも出ましたけれども、しっかり腹くくってやっていかないと、予算の無駄遣いと、どうなっちゃうのかなということになりますので、これ、答弁要りませんけれども、この部分だけじゃなくて、月の沙漠記念館だけじゃなくて、この辺については、各課でしっかりやっていただきたいなと、そのようにお願いして、この月の沙漠記念館経費を追っかけていって感

したんで、よろしくひとつお願いします。これは答弁は要りません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午後12時04分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

#### 議案第25号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第25号 平成18年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第25号 平成18年度御宿町水道事業会計の予算についての提案理由を申し上げます。

本予算につきましては、昨年に引き続き老朽化した施設更新を図り、経常経費の節減、水の安定供給を目標に予算編成をいたしました。水道事業費においては、前年度対比12.3%の減となりますが、主な要因は受水率の見直しにおいて調整の結果24%の減となり、全体支出を引き下げた形となりました。予算規模は、収益的収入及び支出の収入として2億4,826万5,000円、支出2億7,962万5,000円を計上したこととなりました。資本的収支及び支出予算では、浄水場の機器改良等を計画し、収入を514万6,000円、支出を5,199万5,000円計上いたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、平成18年度御宿町水道事業会計予算（案）についてご説明いたします。

1 ページ、第 2 条の業務の予定量につきましては、総給水戸数を前年比50戸増の3,545戸、年間総給水量は過去 3 年間の平均値から推察し、89万8,000立方メートルとさせていただきます。年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づき、1 日平均受水権利量を1,940立方メートルとし、1 日平均給水量は2,460立方メートル。主要な建設改良事業といたしましては、浄水場機器改良事業1,700万円、配水施設改良事業199万5,000円。

第 3 条の収益的収入及び支出と 2 ページの資本的収入及び支出につきましては、後段で説明をさせていただきます。

2 ページ下段、第 5 条の予定支出の各項の経費の金額の理由につきましては、営業費用と営業外費用の相互とし、3 ページの第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費が、職員給与費2,166万3,000円、交際費 2 万円と定めます。

次に、8 ページの事項別明細書の収益的収入及び支出をお願いいたします。

水道事業収益 2 億 4,826万5,000円、361万4,000円の増。営業収益 2 億3,324万9,000円。給水収益 2 億3,309万9,000円、363万5,000円の増。その他の営業収益15万円につきましては指定工事店登録手数料の収入です。

営業外収益1,501万6,000円。受取利息配当金 1 万5,000円、2 万1,000円の減。他会計貸し付け金が予定されないことにより利息減です。他会計補助金1,000万円は一般会計補助金です。県補助金500万円につきましては、市町村総合対策補助金です。

9 ページをお願いいたします。

水道事業費用 2 億 7,962万5,000円、3,932万1,000円の減。減額要因につきましては、南房総広域水道企業団からの受水量減によるものです。平成 17 年度では、権利水量 1 日当たり1,620 トンに対し、年額 1 億3,618万円を支払いますが、この 4 月 1 日からは大多喜町が 1 日当たり 2,940トンの受水量の申し出があり、協議の結果、御宿町の権利水量を 1 日当たり680トン、量とした結果による減です。営業費用 2 億5,956万円。原水及び浄水費 1 億 3,743万 7,000円、3,175万5,000円の減。支出の内訳はすべて物件費です。主な事業といたしましては、修繕費 430万5,000円、浄水場機器修理費、委託料1,709万9,000円、浄水場運転管理業務、水質検査等です。

10 ページ、動力費617万4,000円、浄水場運転管理費用動力分です。薬品費475万円、滅菌剤及び凝集剤です。受水費 1 億 3,494万円、南房総広域水道企業団の受水費です。

配水及び給水費2,643万1,000円、528万9,000円の減。人件費1,224万9,000円、物件費1,418万2,000円です。物件費の主な内容は11ページ、修繕費682万7,000円、鉛管取りかえ、漏水修理、量水器取りかえ修理。路面復旧168万円、舗装復旧修繕費です。委託料522万円、量水器取りかえ、配水管洗浄委託です。

総係費197万9,000円。内訳は人件費1,979万円です。内訳は人件費941万4,000円、物件費1,037万6,000円。物件費の主な内容は12ページの使用料及び賃借料で、水道事業会計電算リース460万8,000円、委託料で検針委託409万5,000円です。

減価償却費7,590万2,000円。減価償却費の内訳といたしましては、建物425万3,000円、構造物4,155万9,000円、機械及び装置2,986万6,000円、車両及び運搬具22万4,000円です。

営業外費用1,976万5,000円、支払利息1,656万5,000円、181万3,000円の減。減額要因は17年度末において、4本の償還が終了するものが発生することで減です。消費税及び地方消費税320万円、特別損失の過年度損益修正損10万円、予備費20万円です。

次に、13ページの資本的収入及び支出の収入の部について説明いたします。

資本的収入は前年度同額の514万6,000円、新規水道加入納付金です。

14ページ支出の部、資本的支出5,199万5,000円、9,039万9,000円の減。下段の他会計貸し付け金1億円が計上されないことによる減です。

建設改良費1,942万7,000円。原水及び浄水費1,700万円、1,406万円の減。内容につきましては浄水場施設工事1,598万1,000円ですが、設備内容は活性炭注入装置、浄水場操作盤の停電バックアップ、バッテリー交換、浄水ポンプの交換です。

企業債償還金3,256万8,000円、445万9,000円の減。減額要因は支払利息減。減額理由といたしましては、長期貸し付け金において1億円の減で、廃項廃目となります。

それでは、2ページにお戻りください。

2ページの上段第4条ですが、ただいまの資本的収入514万6,000円に対する資本的支出5,199万5,000円の歳入差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金において4,689万4,000円を補てんさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

4ページであります。他会計補助金1,000万円、県補助金500万円とあります。市町村総合

対策補助金というようなご説明をいただいたわけでありましたが、これまで高料金対策費として他会計補助に見合う額を補助するというようなお話をこれまで聞いてきているわけでありましたが、これを見ますと約50%ということでありまして。これについては内容について説明をいただきたいというふうに思います。

また、この県補助の内容であります。この款の中で5割ということになるかと思いますが、今までのような形になるのかならないのか、そういう余地があるのかなないのか、これがもう満額ということなのか。その辺のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、次に10ページ、営業費用、原水及び浄水費の中の受水費ということで、対前年度で大幅に低くなっているわけでありまして、町長の提案説明の中でお話があったように見受けられましたが、ちょっと内容が雑駁でわかりかねますので、いま一度この詳細な経過報告、またその中で広域水道事業団の負担が全体的にどう変わってきたのか。御宿が減ったんですよ。どこかが増えたのか。これまではあくまでも上限については企業団の中で調整するしかないというようなお話をいただいたわけで、これまで余っているんだったらその分、県が補助してあげていいんじゃないかと我々は言ったわけですが、それについては県はタッチしないと。あくまでも構成団体の中で調整をしてくれというような説明を、この間してきていただいているわけでありまして。そうしますと、今回減った分というのは多分どこかが増えているということが理解できるわけでありまして、その辺がどう調整されたか。これまでも一定の説明を受けてはきたわけでありまして、具体的に決した中での報告はいただいておりませんので、その辺の説明をいただきたいと思います。

そしてまた、受水費が減るということは、多分それに類する一般会計でも負担行為でございますよね。それらも多分変動してきているのではないかとということが推察されるわけでありまして、トータルとして、もしそれも含めてあるということであれば、全体としてどの程度の負担が引き下がるものになるのか。またそれは今年単年度だけのものかどうか。これが継続的なものかどうか、その辺についても説明をいただきたいというふうに思います。

それから、11ページの鉛管の取りかえであります。本予算における修繕の内容、メーターが、ちょっと単位はわかりませんが、どの程度の予算でこの取りかえを見込まれておるのか。この間、当初からこの何年間かこういう予算措置をされて、何ミリの取りかえ工事をやっていただいているというふうに思いますが、これで進捗率というのが1番わかりやすいでしょうか。あとどの程度残っておるのか、それについては最終的にはどのぐらいかかるものかどうか、それについての説明を受けたいと思います。

それから、14ページであります、原水及び浄水費ということで、浄水場浄水設備工事という内容がございます。この内容について、いま一度詳細な説明をいただきたいと思えます。この間御宿町では、例えば夏季の赤水対策ということで、管の清掃ですか、そういうこともやってきていただいているわけでありましたが、やはり夏季、特に夏場の湯水期における水質の変化というのがやはり町民からも出ておるわけでありましたが、その中で今後新たな対策が施されることがあるのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいというふうに思えます。

それから、同ページで長期貸し付け金、これが廃項廃目となるということでありまして。これは先般の議会の中での補正の中で説明もあつたわけでありまして、今後こうした措置、水道会計から見れば、こうした運用の中で1円でも運用益を上げたいと。しかも安全確実なところへの貸し付けになるわけでありまして、その辺につきましてはちょっと理解を得られるところだというふうに思うわけでありまして。そうした中で昨年度の予算の中で、こうした措置がとられたものだというふうに理解するわけではありまして、そうしますとこれ廃項廃目なわけですから、今後そうしたことはもうとらないと。あくまでも水道会計の中で、今までどおりの運用を図っていくということなのかどうか。これは水道会計の中での財政運用ですね。それと一般会計における財政運用の両方の考えがあろうかというふうに思うわけでありまして、それについての今後の方針、それについて説明を受けたいというふうに思えます。

それから、27ページであります、ここに企業債償還期算定内訳というものが添付されておるわけでありまして、これまでも高利のものについては借りがえ等処置をしてきていただいているというふうに思うわけでありまして、今年度について事務的にはどういう採用があるのか、その辺の考えについてお聞かせ願いたいというふうに思えます。

議長（伊藤博明君） 水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、まず4ページの県補助金の考え方ということですが、実際にはトータル的にはまだ枠と申しますか、実際には900万円ほどが本来の計算上出てくる額。その中で今現在、県の枠より低目に見て500万円を計上しているというような考えでやっております。

これの実際の補助金の出し方というのは、県の経営委員会の審議の中で補助金を受けるといふことですが、それについては現在毎年5%の補助金を削減していくというような方針を持っておりますので、我々も予算計上の方法としては満額ではなく低目で計上させていただいているということなんです。

それから、10ページの受水費の経過と申しますか、これにつきましては郡内の受水団体が、

新たに受水をしたいというふうなことで、平成16年度12月ごろから協議を進めてまいりまして、それぞれ減額をできるかできないかというような協議を進めてきました。その中で御宿町は1日当たり680トンを一応譲りますというような中で、先ほど来ご説明した受水費の減額が出てきています。この内容につきましては、将来的にもこの減額したままで進めるというふうな流れでございます。

水道会計の受水経費としての減額につきましては、前年度対予算額では3,686万円ほどの減額です。一般会計の方で出資金補助金と、今まで投資した経費に対する負担をしてございますが、それらと合わせると御宿町総体の減額としては約4,000万円ほど、継続的にその額は減額されることになります。

それと、次に鉛管の内容ですが、これについては交換をする方法としては、建設班と道路工事をやる時にそれらと合わせて一緒にやっていくというような考えで進めております。今年度の場合、まだ残りが1,900ほどあります。それらを進めて行かなければならないということで、今後計画的に進めて行きますが、先ほどの進捗率ということですが数字をとらえておりませんで、後で示させていただきたいと思っております。

それから、14ページの工事のお話ですが、これにつきましては新たに原水のところに活性炭の注入設備を設けていくという考え方でございます。これについては夏の原水の汚濁と申しますか、有機物との関係で、混合物をいかに除去するかがやはり水質を向上させるということがございますので、それらを今年度設置したいと考えております。それから浄水場の直流電源、これは緊急時のバックアップ用の装置の電源のバッテリー交換と浄水ポンプの取り換え工事というのがございますが、これにつきましては河川から水を汲み上げる装置がございまして、それらについて夏の時期、できるだけ直送管だけでなく、原水汲み上げポンプを使って行くようなことで今回計上させていただいております。

それから、同じ14ページの長期貸し付け金のお話ですが、これにつきましては、我々もできるだけ有利な方法で企業会計としても貸し付けていきたいということでありますから、今後そういったお話がございましたら、予算計上はしていきたい、そのような運用をしていきたいというような考えは持っております。

それから、最後の27ページでございまして、支払利息勘定の関係の利率書きかえというようなことで、補正で何度か対応させていただいておりますが、現在のところまだ借り換えの内容についての指示がございませんので、今後ありましたら、それらをできるだけ利用し整理をしていきたい、そのように考えております。



以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

私の質問にきちんと答弁をいただいていないというふうに思うんです。幾つか答弁不足のところがあったかと思いますが、最初のまず県補助金のことではありますが、これは枠として900万円ですか。それで説明の中では県の全体的な5%削減目標という中で、一言で言えばどこで確定するかというのは未知だと。安全な中で500万円というのを計上したということで私は理解をしました。しかし、もともと要するに自治法では総計予算主義というふうに言われているわけです。きちんと当初予算の中にすべてを明示しなさいということが言われているわけがあります。確かにいろいろな部分で難しい部分もあろうかと思いますが、しかし約6割ぐらいですか、900万円にしても6割程度の予算計上ですよ。別に私、県をそのままのむわけではありませぬけれども、5%減で提案したらいかがですか。じゃ、これどうしても500万円だからこれでいいんですかといって、じゃそれでのむんですか。そういうことになるんじゃないですか。

途方もない額を出して、それで歳入欠損を起こす。要するに全く根拠のないものを出して歳入欠損を起こすと、これは問題があろうかと思うんです。しかし今の説明の中では900万円の5%減、95%枠で提案をされればいいじゃないですか。それでその目標に応じて断固として待つとして、県に要求するんだと。本来だったら900万円要求するんだと、当初枠はね。最悪95%減だと幾らになりますか、800何十万円になりますか。そういうことではないんですか。最初から500万円だったらば、これ500万円でいいっていうことになっちゃうんじゃないですか。だから課内の問題だと思いますし、そういう面での歳入欠損、またそういういろいろな交渉の中で最終的にこういう結果、補助金になったということであれば、町民はわかりますよ。これは予算の立て方としてどうなんでしょうか。それについて、もう一度考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、南房総広域水道の受水関係であります。ちょっと今よくわからなかったんですが、御宿の減った分はどこかが増えているんですよ。これまでの方針は団体内で調整しなさいということなのでしょう。それは変わっていないですよ。それがどうなったかということをもまず聞いているわけです。それについては今答弁がなかったと思うんです。

それから、今の説明の中では約4,000万円近くですか、全体的に負担が引き下がる。特別会計及び一般会計の中でそういう説明をいただきました。こういう財政状況の中でこれ大変な事

態だと思うんですよ。それについて、じゃ水道もたしか委員会も持っているわけでありまして、議会の方もそれに所管する委員会もございますけれども、そういう中でどういう協議がされたんですか。それは確かにそういう額は出ましたけれども、じゃその多分約26%ぐらいかというふうに思うんですけれども、全体の中でね。そういうものがその数字の根拠を別に御宿町として出してくる、また協議する中において、この御宿町の中でそれがどう協議されたかということです、相手がある話ですから。どう調整されたかということです。それをどういう会議として持たれたんですか。

それから、この広域水道につきましては、あと大多喜ダムの問題があります。これについてここでどうこうという話ではないんですけれども、この間も議会のたびに経過報告をいただいております。これも将来的には多分大きな負担がかかるのかかからないのかちょっと不明確であります、その辺も含めまして今どういう状況になっているのか。たしか経営委員会も設置されてという話も先般聞いてはおりますけれども、簡単なその辺の報告もいただきたいというふうに思います。

それから、ちょっとよく理解できなかつたんですけれども、長期貸し付け金のことについては説明いただきましたか。

これは私、一般会計の方を質問したわけですよ。前はどっちの要請だったですか。水道会計を貸したいから一般会計を受けたんですか。それとも一般会計の財政要求でそういう処置をとるというふうにしたんですか。だから聞いたわけです。これをどこかの町みたいにやみくもにやっているわけじゃないわけですから、きちんと明記してやろうというふうにしたわけでしょう、手続もちゃんととると。それについて今後どういう対応をとるのかと。今年はこのことですから、多分一般会計にもこういう財源の余裕はないというふうに思いますけれどもね。来年度たしか体育館建てるわけですよ。大きな財政事業が見込まれるはずですよ。そういうことも含めまして、もうこういうことはやらないということなんですか、そういうことを聞いているんです。

それらについて、いま一度説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、まず県補助金のものの考え方ということですが、確かに予算計上上、かなり低い額で見ているという話はそのとおりですが、実際には今現在の県の経営状況等、それぞれの委員会等の中でも協議された5%というようなお話ございますが、実際には請求額については満額をきちっと請求していきます。それについて歳入不足という事

態にならないように、ある程度低目に見たという予算計上の仕方をしたというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、10ページの受水の件ですが、各団体と協議した内容については、私どもが減額した分はほかの団体がその分使うことになりますから、中身としてのトータルの経費はそこが請け負って払っていくという格好になります。それから総体的な水道事業の今回の予算上の減というような内容について、どこと協議したかというようなお話ですが、それについては特にこの内容については協議はしてございません。今後についてはまたそれら精査しながら関係委員会等と協議をする必要があると、そのように認識をしております。

それから、もう1点、大多喜ダムというようにお話がございましたが、その件についてはこの受水費と大多喜ダムの事業費との関連というふうに認識しましたが、それについてはダムはダム経費で、実際にはこれは一般会計の方の、先ほど影響額がございましたと言いましたが、補助金出資金の方に大多喜ダム工事関係は入っていくということで、受水費に直接その影響額は発生しないというようなことで認識いただければと思います。

それから、あと運用、これにつきましては、先ほど長期貸し付け金の意識の問題というお話ですが、水道会計から貸しますという話ではなくて、一般会計から要望があればそれをお貸しするというような格好の考え方でいます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 17年度予算におきましては、御宿中学校の建設事業に充当する資金として借入れを計画したところでございますが、今後の運用につきまして、19年度に体育館の建設がありますけれども、同じく運用が可能であれば検討したいと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） あればじゃなくて、可能な財源については精査して、必要とあればきちっとやっていきたいということでしょう。悪いって言っているわけじゃないんですよ、全然。必要なものはやらなくちゃいけないわけですから、財源充当を当然見込むということでしょう。財源充当、もし足りておれば、使わないこともあるということなんじゃないですか。もうちょっときちんとした財政運用をしていただきたいと思うんです。やっちゃいけないと言っているわけじゃありませんから。

それから、何度聞いても答弁返ってこないんですけども、今回私が知るところによれば、

4自治体の中で調整協議されたということのようですね。しかもそれについては配水池、夷隅郡市の中で調整協議されたんじゃないんですか。

もう一つ、私は次の質問したかったんですよ。というのはこれまで御宿町は広域水道についての水量、これの計画についてどう考えているのかと。御宿は当然ながらダムはありますよね。7、8、9ぐらいですか。現実的には8、9ですかね。8、9がダムが100%を超えたという過去の経過がありました。ですから全く広域水道の水が要らないということではないと。これは私も認識しているところであります。しかしその受水量については、もっと低くてもいいんじゃないかということなわけですよ。ただ、私過去そういう質問をしたら、町としてはこういうものは将来的には確保していきたいと、計画水量をね。これが答弁あったわけですよ。これ下げちゃいけないなんて言っているわけじゃありませんよ。年間これから4,000万円、今の説明だと全体的に町の経費下がるわけですから。その辺の方針の違いと申しましょうか、その辺のことなんです。それであつたらきちんとわかるように説明していただきたいというふうに思うんです。具体的には、じゃ、私の言ったとおりでよいとするならば、どの程度具体的に調整されたのか、今回の御宿町が減った分、ほかにも多分減ったり増えたりするわけでしょう。その中身を聞いているわけです。

それと、こうした大事な問題について、この町内いろいろな見解があるようではありますが、お話しされてこなかったと。今回の議会、こういう話ばかりじゃありませんか。

これから精査する。全然わかっていないじゃないですか。これ、秋からずっと組み上げてきた予算なわけでしょう。いいことも悪いことも含めて。

町長、答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 町長ということですが、私もかつてこの受水関係についてはかかわったことがありますので。

かなりもう前のことになりまして、この件はもともと布施高山田地区の水道未給水関係を、どう水源を確保しようかというところから始まりまして、大体500トンぐらいが必要だという形の中で、西武不動産から御宿台の年間受水量89万トン、その部分を一部借用した中で、見切り発車した経緯がある。その中で水源をどう確保するかという中で、これを広域といいますか、南房総広域水道企業団というのが後ほど発足するわけですが、安房地区がかなりやはり慢性的なものがあつたという形の中で、当時の千葉県工業用水ですか、この部分の余剰分をこちらに持ってきた経緯の中で、そのときに1日最大給水量を御宿町としてどの程度確保するかという

予測をされたわけです。あの当時はバブル絶頂期であったと思いますが、いろいろな開発事業、ゴルフ場、そういったものがあって、たしか2,300トン。およそ1日最大2,300トンぐらい御宿が必要ですよという中で、協定を結んだわけでございます。しかしながら、経済状況いろいろな関係の中で現在開発計画も廃止されたところもあります。そういった中で、そこまでの確保は今現在では必要ないだろうというような中で、南房総広域水道企業団を構成する全体の会議の中で調整をしたと聞いております。その中で先ほど課長が答弁したように1日最大600何トンですか、その分は他の町村に分けてあげますよという中でできたと思います。

そういう形で、町の役場庁舎内での協議云々という問題よりも、この問題、今お話ししましたように、南房総広域水道企業団の構成問題すべてにかかわる問題でございまして、そこから経営委員会とかいろいろな県も交えて協議をしてきたという話を私も聞いてはおります。そういう中で、御宿として最終的に1,500トンぐらいを確保しておけば将来も大丈夫だろうという中で、こういう形になってきたということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、ここに、減額に至るまでのそれぞれの協議の状況を説明させていただきます。

最初に説明したとおり、まず大多喜町が平成16年12月に受水量を変更して受水したいというようなお話がございました。それに対しまして広域水道の招集に基づきまして、郡内の大多喜町、旧大原町、御宿町、鋸南町、受水量をそれぞれ譲れるかどうかというようなことで数回の協議をしましてまいりました。それを受けまして、昨年12月20日に全体の受水団体が集まりまして、経営委員会で協議し、広域水道の企業団議会に最終的に諮るというような話で、1月31日の議会で、その負担についてそれぞれ承認されたことから、先ほど申し上げました影響額についての率が決まったというようなことに流れております。その中で、大多喜町は1日2,490トン欲しいというようなことで、これは調整結果ですが、大原町については1,300トンを譲り、御宿町が680トン、鋸南町が510トン譲ることで、トータルそれぞれ大多喜町へ2,490トンの調整がついたというようなことの流れです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今の助役と担当課長から詳細な説明をいただきましたが、それは相手との話でね、助役の話の中にもあったわけでありましてけれども、要するに御宿町の水道事業が

必要とする水道量ですよね。その将来推計、今の運用実績が平均で稼働率何%なのか。で、これだけ水が必要なんだと。この間、各種計画、例えば総合計画で御宿町は想定人口1万にするとかしないとか、また合併協議の中でいろいろな数字が出ました。また介護保険計画の中でもいろいろな数字が出ております。

一番現実なのは私は水道会計だと思うんです。それは複式簿記でやっておりますから、当然そうなると思うわけでありましてけれども、その中でそれらの町の計画と符号しながら、今回680トン引き下げるということは可能か可能じゃないかということはどう調整されたか、協議されたかということなんですよ、大事な問題は。ただ今年は、これから4,000万円引き下がるからいいという問題じゃないんです。だから方針が変わったのか変わっていないのかと私は質問をしたわけです。それについてどういうふうに解釈したのか。これ大変大事な問題なんですよ。金がないからいいって話じゃないんです。水道法で定められているじゃありませんか。1条は何て書いてあるんですか。安定な供給でしょう。水道法上の義務なわけです。我々から料金を取って提供しているわけですから。それを今私が述べた計画に基づくわけでしょう。その計画とこの変更との整合性はどうかと私は質問しているんです。大事な問題だと思うんですよ。

これ、最後に答弁お願いします。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） ですから、今ご質問の趣旨のとおり、当然その金額がどうこうということよりも、まず将来の水事業ですよね。その予測を踏まえた中で、この1日680トン程度のお譲りは可能であるというのが先ほども申し上げましたように、今の経済状況とか開発計画の有無とかいろいろなものを判断した中で、計算上こういう形で譲るといって話になっていると私は解釈をしております。

（「議会は何も聞いていませんよ。おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

助役（吉野和美君） 議会との調整というお話なんですけれども、先ほどから広域水道企業団との関係から、その計算上どうこういう話が出てきましたので、形としてそういう形で御宿町としては計算上は大丈夫だろうという話の中でしたと。経緯はそういう形でございまして、議会にお諮りしなかったことにつきましては、先ほど課長より申し上げましたが、計算上こうですよという部分を改めてご説明はさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第26号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第8、議案第26号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第26号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計予算(案)について、提案理由を申し上げます。

平成18年度御宿町国民健康保険特別会計予算(案)について、予算総額を9億3,192万2,000円とし、平成17年度に比べ2,557万9,000円の増、率にして2.8%の増となっております。

高度医療技術の発展や景気の低迷による加入者の増加など、給付費の伸びが依然見込まれる状況ではありますが、給付と負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月17日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長(佐藤良雄君) それでは、平成18年度御宿町国民健康保険特別会計予算のご説明をさせていただきます。

平成18年度国民健康保険特別会計予算概要、1ページには編成にあたり予算の概要、2ページには歳入、3ページには歳出、4ページには歳入歳出の予算の比較表、5ページには予算の構成比を記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

平成18年度の歳入歳出ともに9億3,192万2,000円で、17年度の当初予算と比較しますと2,557万9,000円の増となっております。構成比は概要の5ページのグラフのとおりですが、歳入で国民健康保険税39.5%、国庫支出金30.9%、療養給付費等交付金14.4%、県支出金4.9%、共同事業交付金1.8%、繰入金5.9%、繰越金その他2.6%。また歳出は保険給付費で68.9%、老人保健拠出金19.3%、介護納付金7.4%、その他共同事業拠出金や総務費等で4.4%となっております。

また、保険給付費の動向については、概要3ページの説明のとおり、年々増加する傾向にあります。18年度から一部施行されます医療費改革がございますが、18年度においても経過措置による70歳以上の高齢者の増加を含め、全体の加入者が増えていることや、医療技術等の発展等により給付は増大するものと見込まれます。

次に、予算案8ページの歳入から、目別にご説明をさせていただきます。

国民健康保険税3億6,789万2,000円で、910万6,000円の増でございます。内訳で、一般被保険者国民健康保険税3億1,313万円、退職被保険者等国民健康保険税5,476万2,000円でございます。

次に、9ページの使用料及び手数料、保険税督促手数料で10万円です。

次に、国庫支出金2億8,782万8,000円。内訳でございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金2億2,635万9,000円、高額医療費共同事業負担金588万6,000円でございます。国庫補助金の財政調整交付金5,558万3,000円でございます。

次に、10ページの療養給付費等交付金1億3,441万3,000円、支払基金から交付されるものです。

次に、県支出金4,582万1,000円。この内訳でございますが、県負担金の高額医療費共同事業負担金588万6,000円、県補助金の県財政調整交付金3,993万5,000円でございます。

次に、共同事業交付金1,707万5,000円で、これは千葉県国保連合会から交付されるものです。

次に、11ページの繰入金でございますが、5,528万7,000円。一般会計から繰り入れが4,928万7,000円、基金からの繰り入れが800万円でございます。これにより財政調整基金の保有額は現在1,400万円となります。

次に、12ページの繰越金でございますが、17年度からの繰越金が2,300万1,000円。この内訳でございますが、療養給付費等交付金繰越金として1,000円、その他繰越金として2,300万円でございます。

次の諸収入は50万5,000円で、延滞金、第三者納付金、返納金などがございます。



次に、財産収入は廃款です。

以上、歳入合計 9 億8,192万2,000円でございます。

次に、14ページの歳出でございますが、総務費は1,288万7,000円で、内訳でございますが、一般管理費で1,130万4,000円。職員人件費 1 名、臨時職員 1 名、及び事務費でございます。

15ページの徴税費で39万2,000円、運営協議会費で10万2,000円でございます。

次の保険給付費ですが、6 億4,249万1,000円でございます。

16ページですが、内訳としまして、一般被保険者療養給付費 4 億821万2,000円、退職被保険者等療養給付費 1 億5,325万2,000円、一般被保険者療養費656万円、退職被保険者等療養費113万9,000円、診査支払手数料205万1,000円でございます。

次の高額療養費でございますが、一般退職合わせまして、6,033万5,000円でございます。移送費は科目設定の2,000円でございます。

17ページの出産育児諸費で 1 件30万円の15件を見込みまして450万円、葬祭費では 1 件 7 万円の92件を見込みまして644万円でございます。

次に、老人保健拠出金 1 億7,962万5,000円で、支払基金に拠出するものでございます。

次に、介護納付金で6,941万6,000円。これは40歳から65歳未満の 2 号被保険者分として支払基金に拠出するものでございます。18年度は1,409人を見込んでおります。

18ページの共同事業拠出金は2,354万6,000円でございます。

次の保健事業費140万円は人間ドック20件を見ております。

次に、公債費として1,000円。諸支出金55万6,000円につきましては、保険税の還付加算金と国庫支出金の精算による返還金です。予備費で200万円でございます。

次に、基金積立金は廃款でございます。

以上、歳入歳出ともに、合計 9 億3,192万2,000円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番、石井です。

当初予算の中で、7 ページで歳出で大枠の中で、本年度予算と前年度予算ということで比較が載っているわけでありましたが、大きく見て老人保健拠出金4,155万7,000の減ということがありますね。それとあと基金積立金に、これは廃項、廃目ということのような説明がありました。その基金の運用をどうするのか、その 2 点について説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） まず、老人保健拠出金の大きな減はということでございますけれども、予算概要の3ページに拠出金について説明しておりますけれども、これは社会保険診療報酬支払基金からの今年度の積算金基準が示されてきておりまして、これに基づいて積算しております。それで老人保健の傾向としましては、対象者は前期高齢者制度により平成19年度まで減少いたします。医療費面では国保会計同様に増加傾向にあります。国保会計における影響は支払基金の負担率の引き下げにより若干ではありますが、減少するものと見込まれます。そして負担率は前期は58%でございますが、これが54%になります。合計が54%から50%になりまして、これらのことから本年度の拠出額を計上させていただきました。

それから、財政調整基金の件でございますけれども、基金積み立てにおきましては、平成14年度以降、積み立ては財産収入の預金利子のみでございます。そして財産収入の預金利子がペイオフになったことから、17年4月1日より決済用預金としたことから、積み立て見込がありませんので、廃款とさせていただきます。この積立金につきましては運営の中でも余剰金が見込みが出ましたら、また補正予算において計上させていただきたいと思っておりますけれども、現在の状況から見て廃款とさせていただいたものです。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 最後の部分であります。預金利子、要するに基金の運用の問題であります。そういう内容でまだいろいろ予算今後提案されるわけでありましてけれども、全般的にはほかの予算につきましても同様な運用ということでもいいわけですか。ちょっと最後それを確認したいんです。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） この運用については、現在の支払いが月大体9,500万円前後ございます。その中で運用する中で歳計現金がどうしても必要なものですから、運用については、1,600万円については、そのまま繰りかえしまして運用していくということで予定しております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 先ほどの説明の中で、もし収入があるようであれば、そういう措置をとりたいという説明であるとすれば、廃項、廃目の必要はないのですよね。1をのせておけばいいんですよ。ほかそういうのたくさんありますよね。予算の最低単位である1,000円という

計上の項、目、節、たくさんあるわけであります。私はそれでいいと思うんです。そういう運用でよろしいんですか。わかりません。全体的な運用をそうするんですか。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） ですから、先ほどご説明しましたとおり、顧用の関係で決裁を予備費としております。したがって利子等なんかは一切つきませんので、それはそのまま廃款させていただきます。基金については先ほどお話ししましたとおり、今1,400万円ございますから、その1,400万円については基金は積み立てしておりますけれども、繰りかえ運用しまして、すぐ毎月の支払に運用していくということでご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

これより2時15分まで休憩いたします。

（午後 2時03分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

#### 議案第27号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第27号 平成18年度御宿町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第27号 平成18年度御宿町老人保健特別会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

本予算の編成につきましては、平成14年10月の法改正後の医療費実績及び直近の医療費動向、

平成18年4月から改正される診療報酬の点数引き下げ等を勘案し編成いたしました。これにより、予算総額を10億4,943万6,000円、対前年度比1.70%減、対象人数は1,695人として算定いたしました。今後も医療費の適正な執行に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） それでは、平成18年度御宿町老人保健特別会計予算（案）についてご説明を申し上げます。

内容につきましては、予算概要10ページに記載しましたとおり、平成14年10月の法改正によりまして、歳入を新法定負担割合によって拠出割合を決めてございます。

なお、内容の法定負担割合は10ページの2、予算構成中、下から11行目から6行目に記載してございます。

また、歳入歳出の構成比は11ページの表のとおりでございますので、あわせてご参照いただきたいと思っております。

受給者は、加入年齢の引き上げによりまして、当初の加入者は老人保健加入者1,695人でございますけれども、そのうち内訳が、1割負担者が1,638人、2割負担者が57人と見込んでおります。

医療費においては、法改正後の医療費の実績並びに直近の医療費動向、及び18年4月より診療報酬明細点数の引き下げによりまして、引き下げ等の医療改革を踏まえて算定しました。

また、医療費の動向については12ページの表のとおりですが、この要因については高度医療患者によるもので、1人当たり医療費を引き上げることになっております。

それでは、6ページの歳入からご説明をさせていただきます。

支払基金交付金5億8,267万6,000円でございます。医療費交付金で5億7,888万円、診査支払手数料交付金で379万6,000円でございます。

次に、国庫支出金、医療費負担金といたしまして3億1,050万4,000円でございます。

次の県支出金でございますが、7ページにまたがります。県負担金として7,762万6,000円でございます。繰入金として、一般会計繰入金で7,862万6,000円、繰越金1,000円、諸収入3,000円でございます。

以上、歳入合計は10億4,943万6,000円でございます。

次に、9ページ、歳出でございますが、医療諸費として10億4,843万2,000円。内訳でござい

ますが、医療給付費として10億2,584万2,000円、医療費支給費として1,879万4,000円、診査支払手数料379万6,000円でございます。

諸支出金としまして3,000円、償還金2,000円、繰出金1,000円、公債費を1,000円と、いずれも科目設定をしてあります。

予備費として100万円を計上してございます。

以上、歳出合計が10億4,943万6,000円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今説明をいただきましたが、11ページの高額医療共同事業交付金ということで減額措置をされておるわけでありましたが、本予算に伴う説明を。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君、11ページじゃないんですけれども、何ページでしょうか。

1番（石井芳清君） ごめんなさい、間違えました。失礼しました。9ページですね。

9ページの医療費の中で減額措置をされておるわけでありましたが、その中で、本予算の予算概要ということで添付資料がありますが、そちらの方で例えば10ページ、11ページ、12ページ等でその内容が説明されておるわけであろうかと思えます。それで、例えば加入者の問題であります、ここの減、まだ、あるわけでありまして。それからまた、12ページでは1人当たりの医療費というのが一番上の一番右に載っておりますが、これが近年増加傾向にあるというふうになるわけでありまして。

それで何うわけでありまして、この医療費の減というのは人数的にはどう見積もっているのでしょうか。制度上が幾ら、どの程度、制度改革の中での影響ですね。それから、一言で、質問の趣旨は制度改革によって本来医療を受けるべきものが医療を受けられなくなる状況があるのかなのかということだろうと思えます。それからもう1点は、そうでないとするならば、健康づくりの中で医療費が減っていく状況があるのかなのか、それらを踏まえまして、この医療給付費減の内容について説明を求めたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） この主な要因は、70歳から75歳の段階別加入者がございまして、まだ平成18年度までは加入者が150人ぐらいおります。その150人の人が国保にとどまりますので、主な要因はそのために減が行われると思っております。

それと、健康づくりでございますけれども、この健康づくりは保健福祉課とやはり教育委員会の方で、B & Gでそれぞれいろいろな高齢者教室の福祉事業をやっております。そういう事業に多く参加していただくように広報等で周知しておるところでございますので、それらに積極的に参加していただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第28号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第28号 平成18年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第28号 平成18年度御宿町介護保険特別会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。

本予算は、平成12年度から17年度までの6カ年の給付実績に基づき、認定者数の伸びや介護サービスの利用状況を考慮し、また介護保険制度改革による新事業であります地域支援事業も新たに見込み、歳入歳出総額を前年度に比較して8.9%増の5億2,776万7,000円といたしました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明いたします。

介護保険制度は平成12年度から開始され、既に6年が経過し、国民の老後を支える制度の一つとして定着してまいりました。一方で、介護保険給付費費用は倍増となっているなど、国では今後想定される高齢者人口の増加、高齢者独居世帯の増加、認知症高齢者の増加という新た

な課題に対応するため、介護予防に重点を置いた大幅な制度改正がなされたわけであります。

平成18年度予算編成にあたりましては、介護給付費の見込みや国の制度改正などを考慮し、先日ご審議いただきました第3期介護保険事業計画に基づいて各事業費を計上させていただきました。

最初に、予算概要から介護保険の状況について申し上げますが、予算概要の11ページ、資料  
被保険者数の状況につきましては、第1号被保険者は平成12年4月から比較しますと323名の増加、12.6%の増となっております。その反面、第2号被保険者は減少傾向にございます。

次に、12ページの資料 の要介護（要支援）の認定者の状況でありますけれども、認定者数は平成18年1月現在357名と増加の傾向にございます。65歳以上の人口から見た要介護者の出現率は12.4%となっております。

13ページの資料 サービス受給者数の状況でありますけれども、居宅介護サービス受給者数は平成17年度195名と前年を下回っていますが、施設介護サービスでは74名と対前年より10名の増加となっており、給付費増額の要因となっております。

14ページ、保険給付の状況では、平成17年度決算見込み額は4億7,817万8,000円と、対前年比較で2,536万2,000円、5.6%の増となっております。

それでは、予算書の7ページ、歳入からご説明を申し上げます。

介護保険料、第1号被保険者保険料は8,471万7,000円を計上いたしました。前年度比較では794万9,000円の増額となりますが、第3期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定による第1号被保険者の保険料を計上いたしました。内容につきましては、介護保険条例改正でご審議をいただきましたとおりでございます。

分担金及び負担金59万円は、介護予防事業負担金で地域支援事業の利用者負担金です。

使用料及び手数料、保険料督促手数料8,000円は、1件当たり100円で80件分を計上させていただきました。

8ページの国庫支出金1億1,342万5,000円は、保険給付費に対する法定負担割合分で、国庫負担金8,613万2,000円は居宅系等サービス給付費に対する20%分と施設サービス給付費に対する15%分です。前年対比647万4,000円の減額となっておりますのは、施設サービス費に対する法定負担割合が20%から15%へと引き下げになったことによるものであります。

国庫補助金2,729万3,000円は、財政調整交付金2,460万3,000円、保険給付費総額の5%分と、地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業総額の25%分の169万5,000円と、包括的支援事業と任意事業総額の40.5%分99万5,000円でございます。

次に、支払基金交付金 1 億 5,464 万 4,000 円につきましては、介護給付費等交付金で第 2 号被保険者の介護納付金が支払基金から交付されるもので、法定負担割合は保険給付費と地域支援事業費の 31% 分でございます。

次に、9 ページ、県支出金 7,513 万 4,000 円。内訳といたしまして、県負担金 7,379 万円は、介護給付費等負担金で、法定負担割合は保険給付費のうち居宅系サービス給付費の 12.5% 分と施設サービス給付費 17.5% 分であります。

県補助金 134 万 4,000 円は、地域支援事業交付金で、介護予防事業に対する 12.5% 分、84 万 7,000 円と、包括的支援事業と任意事業に対する 20.25% 分 49 万 7,000 円でございます。

繰入金、一般会計繰入金は 8,802 万 6,000 円ですが、10 ページの介護給付費等繰入金 6,150 万 9,000 円と地域支援事業繰入金（介護予防事業費）分 84 万 7,000 円につきましては、法定負担割合 12.5%、地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）分 49 万 7,000 円につきましては、法定負担割合 20.25% 分でございます。

その他一般会計繰入金 2,517 万 3,000 円は、職員 3 名分の人件費と事務費分を計上いたしました。

基金繰入金につきましては 1,107 万 6,000 円で、前年度までの積立金を繰り入れするものでございます。

繰越金は 14 万 1,000 円を計上いたしました。

11 ページ、諸収入は、前年度同額の 6,000 円を計上いたしました。

財産収入につきましては、廃款といたしました。

以上、歳入総額を 5 億 2,776 万 7,000 円とさせていただきます。

次に、12 ページの歳出についてご説明を申し上げます。

総務費は 2,508 万 7,000 円、前年度比較で 437 万 4,000 円の増額といたしました。

総務管理費の 1,529 万 4,000 円と 13 ページの徴収費 71 万 2,000 円は、地域支援事業や包括支援センターの準備作業のため、担当職員 1 名増員の 3 年分の人件費と事務費を計上させていただきました。

介護認定診査会費 896 万 6,000 円は、認定調査に係る人件費と事務費、14 ページの認定診査会共同設置負担金でございます。

14 ページの趣旨普及費 3 万 4,000 円は、介護保険の周知を図るための消耗品費、また運営協議会費の 8 万 1,000 円は介護保険運営協議会の委員報償費を計上いたしました。

保険給付費 4 億 9,207 万 4,000 円、介護サービス等諸費 4 億 7,113 万 4,000 円につきましては、



今回の制度改正に伴う国の通達により、これまで要支援のサービス給付として定められておりました支援サービス等諸費が介護予防サービス等諸費に名称が改められたことにより、支援サービス等諸費については廃目といたしました。

この介護予防サービス等諸費につきましては、地域包括支援センターの開設により実施する新予防給付費を計上することになりますが、御宿町は平成19年度からの実施となるため、17年3月利用分の1カ月分115万5,000円を介護予防サービス等諸費に計上し、残る11カ月分は経過措置として介護サービス等諸費に含め計上をさせていただいたものであります。

15ページ、その他諸費63万円は、介護給付費等診査支払手数料です。

16ページの高額介護サービス費につきましては、制度改正により廃目、新たに15ページに高額介護サービス等費として200万円、これまでの高額介護サービス等費と高額介護予防サービス等費を計上いたしました。

特定入所者介護サービス等費1,831万円は、昨年10月の施設給付費の見直しにより、食費と居住費が利用者負担になったことに伴い、低所得者対策として介護保険施設利用者のうち低所得者対策に対しての補足的給付費用でございます。

次に、16ページ、財政安定化基金拠出金53万7,000円につきましては、介護保険財政の安定化のため、国・県・町が3分の1ずつ負担するもので、拠出金の負担率は3年間の保険給付費見込みの0.1%分となっております。

地域支援事業費982万8,000円につきましては、今回の法改正により被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村に義務づけられた事業で、介護予防事業と包括的支援・任意事業に分かれます。

各事業費については上限額が決められておりまして、平成18年度につきましては介護保険給付費の2%を計上いたしました。

この事業の選定にあたりましては、これまで町で実施している既存事業のうち、この事業に該当する事業で財源が町単独事業で実施しているものを中心に事業検討を図り、一般会計予算からの組み替えをすることにより事業の特定財源化を図りました。

介護予防事業費737万1,000円は、65歳以上の要介護等認定の非該当者で、保健師が虚弱高齢者で介護予防事業への参加が適当と抽出した方を対象に実施する事業と、全高齢者を対象とした介護予防の普及啓発などの事業費でございます。内訳として、報酬5万6,000円は、健康教育の実施等の報酬2名分です。給料、旅費については保健師1名分の人件費であります。賃金

と報償費は転倒予防教室の臨時職員賃金と、健康運動指導員の報償費でございます。

17ページ、需用費89万3,000円と役務費3万2,000円は、介護予防事業の事務費用でございます。委託料263万2,000円は、生活管理指導員派遣事業等の委託経費でございます。負担金補助及び交付金1万5,000円は、研修会負担金でございます。

包括的支援事業・任意事業245万7,000円は、介護予防事業をより効果的に実施するために、介護予防の必要な高齢者を対象にケアプランや総合相談、権利擁護などの事業費等任意事業といたしまして、地域の実情に応じ実施することができる事業でございます。

需用費及び役務費は、介護給付費適正化事業として年4回利用者に給付状況を通知するための経費でございます。

また、扶助費210万円は紙おむつ等給付で、要介護4、5の在宅介護者に介護経費の助成を図るものでございます。対象者が35名、月額5,000円の給付券を助成するもので、一般会計予算からの組み替え費用でございます。

18ページの諸支出金の14万1,000円は、第1号被保険者の過年度還付分です。予備費は10万円を計上いたしました。基金積立金は廃目とさせていただくものであります。

以上、歳出総額を5億2,776万7,000円とさせていただくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

11ページであります。先ほどの他会計と同じような質問になりますが、預金利子、財産収入等の中で廃項、廃目、廃款という内容になっておりますが、ちなみに17年度末の基金残高は幾らになっているのでしょうか。

それから、こうして廃止するという理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、歳出の方ですが、14ページ、15ページ、介護サービス等諸費の中で、地域密着型介護サービス給付費というのが15ページの一番上段に488万2,000円、書かれております。また、その下は19年度からということで、18年度は1カ月分というようなことで説明があったかというふうに思うわけですが、この地域密着型介護サービスの具体的内容についてお尋ねをしたいと思います。

また、これら新しい内容について、この新年度の中でどう準備されるのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、16ページ、17ページで地域支援事業費ということですが、これは具体的に幾つか委託ということになるのでしょうか。事業を予算化されておるようでありますが、具体的にどういう事業になるのでしょうか。それからまた、どういった内容になるのでしょうか。また、これらは申し出があればすべての人が対象になるのでしょうか。この辺について説明を受けたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、お答えいたします。

基金の運用等、また残高ということですが、平成16年度決算期末現在高でありますけれども、5,183万4,000円です。今回1,107万6,000円を取り崩しをさせていただくということですが、できる限り第3期介護保険事業計画の中で、中期計画で運営しておりますので、5,834万円の基金を取り崩すことによって保険料を引き下げたいという考えのもとに、一応3,000万円、年間でおよそ1,000万円の取り崩しをしていきたいという計画でございます。

それと、預金利子の方につきましては、先ほど佐藤課長の方からご説明ございました内容と同じでありますけれども、ペイオフが17年7月に全面解禁になったということで、安全を図るために無利子の預金に切りかえたということでございますので、18年度中の見込みでは預金利子は発生しないだろうということで、当初予算では決算科目から省かせていただきました。

今後、利子が上がってくるというようなことがあればまたその際検討させていただいて、その辺は可能であれば補正予算計上ということで考えております。

あと、15ページの地域密着型介護サービス給付費につきましては、これは名称が変わっておりますけれども、この内容としましては2名分のグループホームの方の利用者分です。

経過的に、この地域密着型サービスというのは、御宿町だけの地域内で施設利用を図るというものであります。ですから、これまでは認知症を、例えばグループホームでありますと隣の町、隣の市の施設が利用できたわけでありまして、これからはできるだけ身近なところで介護サービスにつなげていくということで、新しく制度化されたサービスでございます。

主に6種類ほどございますけれども、小規模多機能型の自宅介護でありますとか、夜間対応型の訪問介護でありますとか、認知症対応型の通所介護、認知症対応型共同生活介護、これがグループホームにあたるわけでございますけれども、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護というようなものがあるわけでありまして。

第3期介護保険事業計画の中では、このうち実際に利用が今現在あるグループホーム、これについて進出企業を誘致したいと考えてございます。

地域支援事業でございますけれども、地域支援事業につきましては、これは教育課、それから社会福祉協議会等、庁舎内でこの地域支援事業に該当する事業は何があるのかということで各課に調査をさせていただきました。その中で、この事業に当てはまるものとして、まずこの17ページにある委託料263万2,000円でございますけれども、これにつきましては社会福祉協議会でやってありましたほっとサロン、それからふれあい会食、これを計上してございます。

内容的には、だれでも利用できるというものではなくて、基本健康診査を実施いたします。ご自身が、基本チェックリストという項目が、今度基本健康診査の中に25項目入ってくるわけです。

どのような内容かと申し上げますと、一例を挙げますと、バスや電車で1人で外出していませんかという質問に対しまして、はい、いいえということですね。日用品の買い物をしていませんか、はい、いいえというようなことで、結局こういう調査項目によりましてこの方については引きこもりではないかとか、例えば筋力が衰えているんじゃないかとか、そういう総合判定につなげていくわけです。

この判定にあたりましては、健康診査の中で健診の担当医による総合判定をまず出しているということなんです。それを受けまして今度は町の保健師、包括支援センターの運営上で町の保健師が対応することになりますけれども、特定高齢者の候補者の選定を行うと。それで候補者が出ましたら、その方々にお話をさせていただいて、了解を得た中でこういう事業ありますけれどもどうですかというようなことで事業につなげるということになります。

あとは、全高齢者対象に実施する事業等に分かれておると思います。全高齢者対象に実施するものといいますと、介護予防手帳の配布、これ今までお配りしている健康管理手帳とは別のものです。あとは啓発用のパンフレット、こういったものをこの予算の中に計上させていただいている状況であります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

最初の質問の方であります。財調の運用であります。今までと違って保険適用になるようなものを選んで運用するので医師は見込んでいないというご説明をいただきましたが、今は違うんですか。そうであればその保険の内容ですね、お聞かせ願いたいと思うのですが。あ、

違うんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 第3期の介護保険事業計画の中で、保険料算定におきまして、この基金を5,800万円そのまま残すのではなくて、これを取り崩して充当すると。それによりまして保険料が幾らかでも安くなるだろうというような考え方でありまして、できれば一月分の支払いぐらいは残したいというふうな考え方ではありますけれども、一応3,000万円を毎年この第3期介護保険事業計画の中では捻出しているというようなことで、保険料算定をさせていただいたところであります。

1番（石井芳清君） たしか1,000万円を3年というご説明いただいたと思うんですね。この3月末でおよそ5,100万円強ということですから、1,000万円をいつ取り崩すかというのはあるわけですが、少なくとも18年度末には4,000万円強あるわけですね。ですから、その4,000万円のこの1年間の運用というのがあるのではないかとということなんですね。これはもうその医師はどうしてもつかないということですよ。その辺の質問だったわけでありまして。

それと、もう1点のところでありまして、地域支援事業費の中で新たな予防事業ということでありまして、今幾つかご説明いただいたわけでありまして、少なくとも基本診査25項目にわたってその該当、しかもその後また幾つかの診査を経てこの事業を受けることができるということなんですよ。

それで、先ほどはこの263万2,000円には3つの事業委託をしているわけでありまして、これがおよそ利用者が何人になるかという質問を私はさっきしておいたわけでありまして、ちょっとその答弁なかったわけでありまして、私が心配しているのは、これまでほっとサロンとかふれあい会食等とかというようなお話があったわけでありまして、通常町の福祉の中での事業の位置づけであったかと思うんですね。それはたしか特段の診査というものは一定の制限、例えば年齢とかあったかと思っておりますけれども、非常に緩い中であつたというふうに理解しております。

それで、例えば隣の方もお友達だから、隣の人が行くんだしたら私も一緒に参加しようというのが私は非常に多かったんだろうなと思っているんですね。それで、現実的にはこの25項目にわたる診査、またそれを踏まえての幾つかの診査の中で、はっきり言えば振り分けをすることですよ。そうすると、同じような状態の方が、じゃお隣が参加できて私はなぜ参加できないのか。逆のことも発生する可能性はありますよね、当然。これは今町が単独でやっている、そういう福祉事業の参加者と比べて大ざっぱに比べて増えるのか増えないのかということ

と、じゃ仮に増えたとしてもそういう参加できない方ということが出やしないか。

これは、これまで御宿町がとってきたいろんな施策がありますけれども、そういう中のこういふところでもありますから、やっぱりまとまりと申しましょうか、隣近所の大切さという中で医療だとか健康づくりだとか防災だとかという施策があるわけですね。そういうものと相反しないかというふうに思うんですね。これ新しい施策展開、これは国からの法改正の中で行われているというふうにも理解をしているわけでありまして、その辺の細かな運用について、やっぱり私はそれが今から想定、心配しているところなんです。それについてどう運用されていくのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 現状をご説明をいたします。

ほっとサロンにつきましては、17年度で申し上げますと年間12回開催予定であります。1回当たりの参加者が40人前後ということでもあります。ほっとサロンに限って申し上げますと、この委託事業の中ではおおむねこの研修等が終わってスクーリングができるのが7月いっぱいぐらいまでかかるだろうということ考えています。ですから、この地域支援事業で実施するこの委託事業につきましては、早くても8月以降になるんじゃないかなということ考えています。1回当たり50名ということで、回数は、月2回程度で実施するというように考えてございます。

これまでやっているほっとサロン等につきましては、これは石井議員おっしゃるように福祉事業ということで、さらには大半がボランティアの皆さんによって形成されている事業であります。ですから、今そういうボランティアの皆さん方との意見の調整、また利用者との調整をさせていただいておりますけれども、今社会福祉協議会の方ではこの事業とは別に既存の事業は残したいというようなことで予算を計上していただける話となっております。ですから、議員がご心配になるようなことはないんじゃないかなというふうにご考慮しております。

もう1点は、ただ回数が増えてまいりますので、ボランティアの方々のご理解を得なくては実施できないということで、その辺は充分協議をしてみたいというふうにご考慮しております。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

これより3時15分まで休憩いたします。

(午後 3時01分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時18分)

#### 議案第29号の質疑、討論、採決

議長(伊藤博明君) 日程第11、議案第29号 平成18年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、去る3月6日に提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、瀧口義雄君。

8番(瀧口義雄君) 8番、瀧口です。

予算ということで一般質問も出ていますので、ちょっと重複する面もありますので、その辺はご容赦願いたいと思います。

総論と各論という形で自分で分けてちょっと聞きたいと思います。3月6日に予算の概要の説明がありましたが、本予算でこの御宿町はどうなっていくのか。砕いて言えば減額というのは織り込み済みの中で、各課どのように予算編成に対応していったのか、具体的にお答えを願いたいと思います。

そして、行政改革という基本理念はあると思いますが、これは通常、御宿町は特段のことではないという中で、実施・実行した項目は何か。また、特に町長が目指しているこの予算で重点施策とは何か、現実はどういうものが盛り込まれたのか。新規事業といえば、今、福祉の担当課長が答えたような新しい事業もありますけれども、ほとんどが継続事業であって、予算といいながら単年度消化で継続予算じゃないかなと。経常経費に該当する部分がほとんどだという中で、多少夢と希望がこの予算に盛り込まれているのかと。

そういう中で、行政改革というのは助役を筆頭にやっておりますけれども、ぜい肉を落としたり体内脂肪を落とすような時期はとっくに過ぎちゃって、あとはどうやって細々と生きていくかというような寂しい状態ではないかなという中で、今回決断して、中止したり実行したり、そういう事項は何があったのか。また、そういうことに至った経緯経過がよく見えないので、その辺、再度説明していただきたい。

そういう中で、先ほども事務分掌の条例が可決されましたが、行政の根幹は組織・機構です。企画立案して実行するにあたり予算が執行されます。課の変更も先ほど可決されて、新しい体制で4月から臨むわけですけれども、この27億円の予算でどういう町づくりをしていくのか。

そういう中で行政は、私は手続、協議が主体のものだと思っています。この協議、手続を省けば暴走みたいな形になってしまいます。また、理解はできないと思います。多々、今、石井議員、松崎議員が言われたように、よく見えない部分がありました。そういう中で、手続があれば、また協議がなされていれば充分理解されると思うんですけれども、その辺が不透明な部分が多分にありました。そういう中でどういう形で議案が出てきたのかよくわからなかったです。そういう面で今後手続、協議というものを重視していってほしいと思います。

何はともあれ今回の議会の一番の目玉は町長、助役、教育長の30%給料カットだと思います。また、管理職の手当のカット、また全職員の給料カット、そういう中で産みの苦しみでできた予算27億3,000万円ですか、これをどうやって使うかということがこの予算の中に盛り込まれておりますけれども、時代の変遷とともに官行から民政への政策転換かなと。ポンと40本の花火を上げて、数十分で350万円とか税金が消えていいのか。また、金で買った材木を燃やして渚の火祭りを実行していいのかという話も現実にはあります。また片方では、営業をやっている人がそれは継続してくれと、何で突然やめたんだという意見もございます。そういう決断、決定するときの経緯経過もわからない。どうやってこれが出てきたのか。予算がないからやめるのもわかるんですけれども、今までやってきたものは何なんだという理解に苦しむものもあります。そういう意味で、今後どうするのかという1点ですね。

それから、先ほどから申していますけれども、予算の中でいつも出ていたんですけれども、課題となる合併に関する予算、調査、そういう費用がついていない。今後、そういうものに対してどうしていくのか。

また、一般質問にも出ておりますし、国吉病院議会で大変3人の議員、議長ともに苦勞している中で、今後国吉病院に対してどう対応をとっていくのか。3月9日の日に、管理者及び国吉議会に対して御宿町議会としては、国保国吉病院移転新築事業の見直しという意見書を提出



しました。また、近々、政府幹事者会議があるという中で、町執行部としてはこの新事業についてどう意見を述べるのか。また、見直しという中で、どこまでこれを見直すのかということです。それと一般分、2,131万円ですか、この推移と内訳はどうなっているのかということです。

とりあえずそのくらいでちょっとお答え願えればと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 本年度の予算につきましては、国の改革に取り残されることのないよう財政構造の質的転換と意識の改革の年度と位置づけ、堅実な予算編成といたしました。歳出における経常経費の一層の圧縮と、可能な限り自主財源の確保に努め、地域の実情と財政状況に見合った事業展開をし、基金の繰り入れや特別職の給与の2年限りの削減により、持続可能な財政運営を見据えた予算編成といたしました。

また、行政改革が予算編成にということでありますけれども、経費の節減と合理化ということで先ほども申し上げましたけれども、特別職の給与の削減、管理職手当の削減、調整手当の廃止、定員管理の適正化による人件費の削減、また物件費の削減として委託経費の同業種一括見積もりの導入をいたしました。

また、自主財源の確保対策としては、徴収体制の強化、管理職徴収の実施、休日徴収の実施、受益者負担の適正化ということで、各種健診の一部負担をお願いしたところでございます。

最重点施策である中学校改築事業の計画どおりの完成と、小学校の統合に向けた条件整備をつけることができます。また、社会福祉施策の国の制度改正に対応できる予算編成となりました。

予算に決断した事業はあるのかということですが、町の本来の役割を踏まえた、できる限りこれまでどおりといった意識の払拭により、町が本来果たすべき役割が、19年度の税源移譲により自主財源で展開することを踏まえた事業の内容の点検をいたしました。依存財源がウエートを占める中での財政運営から、三位一体の改革により地方への財源は移譲され、交付税も削減されております。また、社会福祉施策への財政負担が増える傾向の中では、制度的負担に耐えることができるよう思い切った歳出の削減に取り組んだところでございます。

また、将来計画作成等にあたって手続が見えないということでありますけれども、19年度より後期計画に入ります。18年度は策定の年度となりますので、それについては充分、民また議会との協議の上、策定手順から策定に至るまでを議会とも充分話し合った上で進めていきたいと思っております。

合併に関する予算ということでございますけれども、当面、単年度でいくという方針をいたしておるところですが、合併は否定するものではありません。千葉県では新法に基づいた合併基本法構想を策定しているところであり、いすみ市は誕生間もないこともありますので、近隣市・町との協議等も視野に入れ、御宿町の進むべき方向性を再度検討したいということで考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 質問の中で国庫見直しと観光事業に対する質問を入れてあります。

じゃ、続けてやりますけれども、そういう中において今、中学校が最重点課題という中で、御宿中学校の改築工事が一段落しまして、体育館、今度は柔剣道場というものが建設を予定されておりますけれども、改築費用に関して、前にも申しましたけれども、ミニ公募債というものの発行は考えられないのか。御宿の今までの歴史ですね、五倫文庫ですか、そういうもののある中で、教育施設ということで町民が一体となって建設に取り組む意思が郷土意識され、より一層一体感ができるのではないかなと思っていますから、この辺の考えがあるかどうか。

それと、先ほど国吉病院の質問をしてありますけれども、そういう中で39ページ、病院群輪番制という運営事業費負担金408万何がし。これら予算は休日の病院運営に充てられていると思うんですけれども、どこでどのようにこの予算が積まれて、どのように執行されて、どこがこの予算を管理して、監査してこの事業を運営しているのか。また、どこの病院にどのくらい配分されているのかということです。

それと、これは先日の協議会で申し上げましたけれども、この予算を見ても臨時職員が各課にどうしても必要だと、必要な戦力だというのは、これはもういたし方ないことなんですけれども、臨時職員の実情についてちょっとお聞きしたいと思います。現時点で各課で何名ぐらい採用しているのか、全体で何名ぐらいなのか。再雇用再雇用という形で最長何年ぐらい雇用しているのか、平均どのくらいなのか。彼らの身分保障はどうなっているのか。必要な戦力であって、なければ行政がやっていけないという中で、100円の使い捨てライターみたいな形ですぐポイだという中で、なかなか人を使える状況、状態ではないんじゃないか。幾ら臨時職員といいながらも、やっぱりある何年間か勤めれば、一時金とか慰労金とか、そういうものの支給も考えてやらなければいけないんじゃないかなと。全く臨時職員なくてはもう行政は成り立たないのが現状ではないかなと、その辺の考慮はあってしかるべきかなと。

まだひどいのは、これは予算書には賃金となっていますけれども、そういう人には物件費とか物の扱いになっていますから、これは法令上そうなっているんでしょうけれども、本当にひ

どい言葉ではないかなと。この辺で変更の余地はないのかということは、ちょっと事務上の話ですけれども伺いたいと思います。

そういう中で、例として商工費ですね。ページ69、区分7、賃金、525万云々、先ほど浅野議員の月の沙漠記念館の話が出ましたけれども、これは、全部ここは臨時職員あるいは特別職という感じで運営されています。ここがどういう形でローテーションを組んで運営されているのか、例としてお聞きしたいと思います。

それと、町長が以前公約しました高規格救急車が配備されるとのことなので、これについて二、三質問したいと思います。これはいつから配備されるのか、また高規格救急車にはどういう機材が搭載されているのか。また、救急救命士は各分署に何名ぐらいの体制で来るのか。また、常備搭乗しているのか。また、救急救命士はどのような処置をするのか。それにしても普通、今までの救急車は、到着してから大変受ける側としては時間が長く感じられます。救急というのは急ぎ助けるという文字じゃないかと思っています。そういう中で、どうしてこれほど時間がかかるのか。そこで治療しているとか、いろいろと処置はしているんでしょうけれども、どうもその辺は判然としない。そういう中で聞き取り調査等を行っているんでしょうけれども、保険証とか老人手帳、血液型、家族等々そういう記載した物、メモ用紙みたいなものを持っていれば搬送も早くなるのかな、そういうことが可能かなという検討はできないのか。

また、これは将来有料化される心配があるのかということです。それに伴っていすみ市が誕生して広域の負担金補助の見直しはどうなっていくのか。均等割、人口割という試算も出ています。御宿町は3%か4%、5%かという試算が出ていますけれども、その2点で負担金はどのくらい変わっていくのか。小さな町は合併の余波で負担増にならないように慎重に協議していただきたい、また協議の経過を知りたいと思いますが。

とりあえずこのくらいで。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、国吉病院につきましてご説明を申し上げます。

この病院建設事業につきましては、さまざまな経過の中で現在に至っております。これは瀧口議員さんもお承知のことと思います。井上町長は、国吉病院移転新築事業につきましては、これまでの経過や医療整備の充実への住民要望が高いこと、少子高齢化により地域医療の充実が町の重要施策であること、御宿町総合計画の第3章第1節では、保健・医療の充実として国吉病院を地域医療のかなめと位置づけ、連携を図りながら医療受診体制を図るとしておるところであります。

小児科や産科などの不採算医療は政策医療として必要であるという観点から、継続加入の判断をしてございます。そのような中で、町長は御宿町の利用率に合った負担率の見直しを協議し、これまで示されていた9%負担を6%へ3%引き下げのこととするなど、また組合議会議員定数や利用率の向上対策、医師確保対策などを要望しておるところであります。

増改築事業の見直しにつきましては、町長の要請書にあわせまして、議会議長からも見直しについての意見書を、国吉病院組合管理者と議会議長へ提出をいただいております。今後、国吉病院組合議会で議題として取り上げられると思いますので、3名の議員さんには大変お骨折りをおかけいたしますけれどもよろしくお願いを申し上げます。

それと、負担金の内容につきましてでございますけれども、平成18年度で御宿町の負担が2,131万1,000円というこの内訳であります、大きく2つに分かれておまして、収益的収入分ということで国保国吉病院の運営事業費分、それからシルバーハピネス老人保健施設の運営事業費分ということで、これが国吉病院が1,459万3,000円です。それから、シルバーハピネスについては212万5,000円。そして、資本的収入分ということで、これまでの企業債の元金だけですとか、施設整備の機械備品購入にあたります元金でありますとか、そういったものが459万3,000円という内訳になっております。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 中学校建設事業にミニ公募債ということでございますけれども、ミニ公募債は住民への参加意識の高揚が目的とされています。運用の例を見ますと、5年満期一括償還、利払いは年2回と短期的でありまして、公的資金のように財政負担の平準化ができません。また、資金管理も銀行などに業務委託をしなくてはならず、その手数料も発生しまして、全国的に見ますと都市部の自治体で実施しているところがございます。中学校の改築事業には補助金も見込まれますので、補助残については公的資金の導入により、19年度に体育館の建築を実施する考えでございます。

また、病院群輪番制事業ということでございますけれども、この事業は広域市町村圏事務組合の事業として取り組んでおるところでございます、事業の管理はすべて市町村圏でございます。内容といたしましては、夷隅郡市の医師会に委託して、休日診療のときの当番制などにより救急医療にあたっているというところがございます。

次に、合併によります広域関係の負担金が増えるかどうかということでございますけれども、現在、規約の改正の中で、広域市町村圏事務組合の負担金検討委員会というものを設置されて

おりまして、貝塚議員と助役が委員となっておりますけれども、均等割については6団体だったものが4団体になります。ただし均等割の率が今までは25%だったのが、現在は幹事会では3、4、5という案が出ておりますので、恐らく御宿町の広域の負担分は、18年度予算よりは減額となると思われます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） それでは、私の方から臨時職員についての考え方でお答えさせていただきますと思いますが、臨時職員につきましては全体で32名おります。そうした中で、何年ぐらいということでございますが、6カ月ごとに引き続き勤務をしていただいて、長い人で10年ぐらいはたっている方々もおるといふふうに考えます。

また、身分保障という考え方でございますけれども、日々雇用の職員といたしましては、地方公務員法上の規定はございません。その理由としましては、法律が想定したあるべき地方公務員制度等、また現実的に要求される簡素で効率的で経費がかからず住民の負担を軽減する行政運営の、議員のおっしゃるように日々の雇用の職員が位置づけられているのかというふうに考えます。そうした現実の中で、経費の節減等の理由から、単純労務職や繁忙期につきましては日々雇用の職員を採用、任用しているというような実情でございます。

こうした中で、臨時職員につきましては、正規職員の指揮監督のもとに単純労務にあたりまして、賃金は千葉県の最低賃金、これをクリアさせ、6月と12月にも期末手当という名目で手当も支給しております。また、各種社会保険の加入も行っております。

そういうようなことから、今後もこういう行財政運営をしていくのには欠かせない状況だといふふうに考えますし、またこの臨時職員の活用の身分等の処遇等につきましても、民間企業等の均衡を注視しながら今後も想定させていただきたい、このように考えております。

それから、続きまして、高規格救急車の配備ということでございます。いつからということでございますが、この高規格消防車につきましては、納入されたのが2月22日ということでございます。3月1日から稼働をしております。器具等どのような器具が積まれているかというようなことでございますが、今までの救急車の配備のほかに、心拍停止状態の傷病者に対しまして処置をするということで気道の確保器具、それからまた静脈路の確保器具、それと特定の医療機関、亀田とか塩田とか国吉病院とか、そういうところに心電図を伝送する装置などが積載されているということでございます。

また、救急救命士ということでございますが、2署3分署に合計14名いるということござ

いまして、御宿分署の方には2名配置されるということでございます。

それと、救急救命士がどのような処置をするかということでございますが、心拍停止状態の傷病者に対して行える措置といたしまして、特定の器具を用いての気道確保、また乳酸リンゲル液を用いまして静脈路の確保のための輸液ですね。それとまた現在、夷隅郡市には気管の挿管ができる救命士が1名いるという中で、薬剤投与にあたっては現在今おりませんということで、18年度にその気管の挿管実習1名、それから薬剤投与の講習を受けてくる子を2名配置するというような予定があるそうでございます。

それから、現在、到着から搬送まで時間がかかるというようなご指摘でございますが、これにつきましては、傷病受け入れ院の確認のための現場状況の把握、また観察意識、また呼吸・循環等の確認、吐血、それから心拍蘇生等の必要な措置、それから救急車の収容、そして傷病の内容を判断し、搬送病院への連絡、受け入れが可能かどうかということの確認をし出発しているというような状況で時間がかかっているというようなことでございます。

また、老人保健とか老人手帳とか血液型とかということで、そういうものを記載した物を示せば早く搬送できるかというようなことですが、傷病者の事情聴取のための時間短縮にはなるということでございます。そういう中で傷病の重症度、それから緊急度を判断してどういう治療が必要であるかということ判断しなければなりませんので、事故概要とか、またバイタル所見など所要最低限の情報を得て病院を確定し、搬送するということになるということでございます。

それと、有料化の心配があるかということでございますが、この救急医療につきましては交付税対象にもなっております。また、町内だけのものでもなく、ここいろいろな広域的なことがございますし、そういうことから有料化は今のところはないんじゃないかというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 先ほどの病院輪番制なんですけれども、これは国保国吉病院にも配分があるんですか。それが1点と、高規格の話はもう配置になっていると、普通の救急車というのはおかしいんですが、それはもう廃車だということはわかりました。そういう中で、なるべく活用しない方がいいと思うんですけれども、高規格ができたということで、またドクターヘリもあるということで、大分安心と安全ができたのではないかなと思っています。

それともう一つ、先ほどの臨時職員ですけれども、最低賃金というプラスアルファと、保険も共済費も入れてあるという中で、一つお聞きしたいのは賃金だと。あとそういう中で、なぜ

1人だけ月給の人がいるんですか。何の基準で臨時職員を月給制にしているんですか。どういう基準で、どこの条例で臨時職員を月給制にして、その人だけ払っているんですか。そんなことが許されるんですか。この予算書を見ても全然載っていないですよ。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 現に1人月給制という考え方で出している方がおります。その経緯につきましては、ちょっとはっきり私の方では把握はしてございませんが、体系上、臨時職員という考え方の中でいくのであれば、日々の日額でもって支給していくということになるかと思いますが、1人ということは前回、正職に採用するしないとかというような話があったようにも伺っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） そういうのはインチキというんじゃないですか。予算書にも載っていない、条例にもない。そうやってどうやって金を払っているんですか。正社員になるなんて、正職になる。それは試験の話でしょう。ボランティアの話じゃないでしょう。正職は正規の試験を受けた人間が正職になる。臨時職員が条例に基づかないで、予算書にも載っていないで、どうやって月給になるんですか。ほかの人はみんなそうなってもらいたい。支払い根拠があって払っているのなら監査に聞いてみなければいけない。こんなことが許される話はないですよ。十何年も勤めていて、正規の職員に、なる、ならない。なったら月給、職員ですよ。ならなければ臨時職員ですよ。それが何で1人だけそんなことするんですか。知らない状態がずっと続いている。これは不名誉です。臨時職員ははっきり言って使い捨てみたいな形、1人だけ月給制だと。こんなばかな世の中通らないよ、予算書にも載っていないものを支払うんだもの。何の根拠だと。この予算書はインチキじゃないか。条例でちゃんと示してくださいよ、何の根拠で支払っているのか。

ちょっと追加。収入役職務代理で申しわけないんですけども、月給制で払っているかどうか確認だけさせてください。

議長（伊藤博明君） 代理でいいですか、職務代理者。

収入役職務代理（野口 泉君） 商工観光課の方で……。

8番（瀧口義雄君） いや、名前まではいいよ、別に。

収入役職務代理（野口 泉君） 1人だけなっています。

8番（瀧口義雄君） 月給で。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 給与の体系は月給という考え方で、賃金の方の中で支払いをしていると。予算の中では賃金から出ているということでございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） そんな話は要らないよ。賃金なら賃金でしょう。月給だと言っているんだよ。法的根拠がなくて払っているんだからおかしいでしょうよ。それを何年も続けてきた。じゃ、ほかの臨時職員もそうしてもらいたいでしょうよ。それだけ何でやるんだ。それこそ金返してもらいたいよ、さかのぼって。法的根拠がなくて賃金で月給制にしている。じゃ、みんな賃金で月給制にしてもらいたいでしょうよ。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） その辺につきましては、今後見直しをしていきたいと、このように考えますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 今まで払っていて今後の話じゃない。じゃ、この前の話は転嫁するのかい、そうでしょう。払っちゃっているんだよ、月給で。今後検討するというんなら精査するという話でしょう。だから、何でいるか知らないから、その人が。それ、精算するのかい。条例に基づいていないで払っているんなら違法じゃないか。違法なものを続けるのか。それで予算書もそういう形で賃金で、その人だけ月給だと、賃金で月給。わからないよ、整合性がないよ。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩します。

（午後 3時55分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時17分）

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 貴重な時間をとらせて大変申しわけございませんでした。

32人いる臨時職員の中、1名だけが月給というような考え方の中で支出していたということで、今後、均衡をとるように賃金の方で支出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。



1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番。

今、前段者の中で1つ理解ができない点がありましたので、ちょっとその問題について1つだけ聞きます。後期計画を策定するというようなお話があったわけではありますが、それはここはどこに予算上のおけるのか、それについてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 歳出38ページの企画費の需用費で消耗品費4,000円と計上させていただきますところでございますが、従来ですと印刷を委託ということで上がっておりますけれども、職員の手づくりにより作成するという考えであります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 確かに内容としては消耗品費ということであろうかと思いますが、これは例えば括弧つきで計画策定とか、そういうような説明もあったのではないかというように思うわけであります。

前段者の中でも細かい質疑の中で触れられておられましたけれども、やはり今の国の進め方、特に小泉構造改革の進める新自由主義、また市町村におかれましてはこの間の合併のあり、また三位一体の改革の中においての現実的には負担ばかりが増える実態があるというふうに思うんです。その中で、今年このような予算編成をしたということであろうかと思います。特に町民の皆様におかれましては、特に合併問題を受けた中で、この町としてどうなっていくのかという将来にわたる不安、心配の声があるのは事実であります。そうした中で、前段者でも言っておられましたが、そうしたものにこたえる町政運営をしていく、これからのそういう計画をつくっていく。その中にやはり希望、また未来のある、お金の額じゃないんですよ、そういうものを見出していく、また形として町民に示していくというのが計画であろうと思うんです、基本計画。非常に大事なものであろうというふうに思うわけであります。

それがこの大事な当初予算の中に影はあるのかもわかりませんが、形もないということはいかなるもののでしょうか。私は、例えば予算的には中学校の建設、しかしこれはもう織り込み済みであります。継続事業だということですよ。ですから、これからの御宿町をつくっていく一番大切な今年の課題というのは、この5カ年計画、後期計画をどのようにつくっていくのか。どういう計画を町民に提案できるのかということが一番大事な仕事であろうと思うんです。そういう位置づけはやはり予算の中の冒頭ですということが大変じゃないんでしょうか。

本定例会におきましても、そういう市町村の基本的な仕事ですね。計画性も含めましている問題が起きたわけでありまして。あったわけでありまして。ですから、それについていま一度きちんとやはり進めていただきながらやっていただくことが大事だろうというふうに思うわけでありまして。これはのっていないと、のっていないというか説明がなかったという中で、ゼロ予算化がいいと言っているわけじゃないんですよ。それについてはきちんと、先ほどどういふふうに行うかという分の説明はあったわけでありましてけれども、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻って中に入りますが30ページ。これは雑入のところでありまして、新しい項目が幾つか出てきております。それで、先ほどの説明の中に住民健診など負担があるというようなご説明もいただいたわけでありまして。これまで例えば健康づくりにつきましても、早期発見・早期治療、これは大原則だということではなかったんでしょうか。この予算の内容と、それではこれで具体的にどういふ人数になるのか。その予算の内容とこれまでの受診者数、それとの関連の中でどういふのかということですね。それから、それではこの間、たしか御宿町は健診事務につきましても近隣よりも比較的高い受診率であるというようなご報告もいただいておりますけれども、じゃ、それを今後一層進める中で、私が先ほど申し上げました早期発見・早期治療、そういう中で健康づくり、そして最終的には医療費を縮減していく、低減化していくという流れがあるかと思っております。そういう中で、この負担が本当に必要であったらどうか、町の施策の中においてですね。それがもっと検証されるべきではなかったかなというふうに思うわけでありまして、これを料金徴収するに至った理由並びにそれらについての今後の少なくとも今年度、新年度の中においての事業計画についてご説明をいただきたいというふうに思います。

とりあえずその点でお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、基本健康診査等にかかわる費用徴収についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、第4期の御宿町行政改革大綱実施計画に盛り込んでございまして、平成17年度で検討、平成18年度で実施という計画の中で制度を設けたわけでございます。予算の内容といたしましては、基本健康診査につきましてはお一人1,000円と、がん検診につきましては1,000円を基本としておりますけれども、おおむね国保の実施している人間ドックの負担率が一応3割ということでございまして、それを基準に設定をさせていただいております。

厳しい財政状況の中、三位一体改革を進める中、補助金も削減になる、交付税も縮減になるというような中で事業を継続するためにはやはり一定の財源が必要だということで、非常に残念と申し上げていいのかわかりませんが、費用徴収をさせていただきたいという内容です。なお、夷隅郡市におきましても、全市・町が費用徴収をするという方向でございます。

あと、この予算の内容と申しますけれども、基本健康診査につきましては、平成17年度の実績1,122名でございます。70歳以上につきましては無料といたしますので、対象者は377名でございます。生活保護の対象者につきましてもこれは無料になりますので、この392名を除いた対象者の残りが健診の雑入ということで計上させていただいた次第でございます。

受診率につきましては、これまで前年を上回るようなことで広報等に努めてきておりまして、しかしながら診療中の方が重複受診というようなことで受けられている方も、これはもう全国的に見られるわけでありまして。御宿町の場合でもおよそ2割の方がお医者さんにかかっている、受診をされているにもかかわらず、同じような項目を基本健康診査で実施するという方が2割ほどいらっしゃるわけでありまして。そういう状況でございますので、これが一部費用徴収をさせていただくことによりまして、事によるとこの分が下がってくるかなというようなことは想定しております。現に、もう合併しましたけれども、旧岬町が17年からの徴収を開始しておりますけれども、およそ2割ぐらいが下がったというようなことを聞いております。

この早期発見・早期治療というのがやはり大切でありますので、この辺の基本健康診査、またがん検診の重要性を皆さん方に、事あるごとに広報周知してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 大体の概要はわかりましたけれども、想定範囲内の中の予算調定だというようなご説明であったかなと思います。ほかをやっているからうちもやるんだという判断はいかがなものかなというふうに思います。それから、今回は有料化の提案なわけでありましてけれども、しからは有料化したならば、じゃ、今まで以上の施策展開というものがあるのかどうか。受診率を上げるため、簡単に言うとそういうことなんでありますけれども、啓蒙を進めるだけでは、それは今までやってきたことでありますから、ただ取るだけでは大変町民には理解しがたいというふうに思うんですね。

例えばこれを取るということであるならば、一方で新たな施策展開が当然あってもしかるべきだというふうに思うんですけれども、これ新しく収入になった中で、じゃ、確かに国・県の

いろんな中での動きはあるとは思いますが、町としての独自の施策の展開というのはないんですか。それはどうなっているんでしょうか。それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、各がんとかいろいろあります。それは全部一律なのかどうか、ちょっとその辺、たしか今、説明いただいているというふうに思いますが、その辺についても説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 先に料金の方を詳細を申し上げますけれども、大腸がんだけが500円です。あとの胃がんから乳がん、子宮がん、前立腺がんというものについては一律1,000円ずつということで設定をしております。

この料金徴収にあたっては、これは老人保健法に基づく事業でございます、国・県3分の1という補助金で実施はしておりますが、この補助金の算定にあたって基準額というものがございまして。これは基本健康診査費、診査にあたっては、集団検診にあたっては1,300円を徴収するんだというような基準があるわけですね。補助基準額という形で、この1,300円を除いたものが基準額になるというようなことです。ですから、御宿町とすればかなりの負担にこれまでなっていたわけでございます。

この費用徴収を取るにあたって、何か特別なこれに見合うサービスという話でありますけれども、できる限り受診率を落とさないというようなこと、また受けていただいた方には要精検等ございましたら、健康教室とか健康相談にできるだけつなげていけるようにしたいと思っておりますし、また今年からは、平成18年度からは地域支援事業ということで、各サービスにもこの検診からつながっているというものもございまして、そういうことで理解をいただきたい。この地域支援事業につきましても、システム費用でありますとか、そのチェックリスト等について加えることによって費用が上乗せになってきているという状況であります。

よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 質問者も答弁者ももっと簡素にお願いいたします。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

それでは、歳入の方に移りたいと思います。47ページであります、障害者計画策定委託というものが社会福祉総務費の中にございまして、この具体的な内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

次であります、60ページであります、これはじん芥処理費の中の委託料であります、これは粗大ごみ処理委託というものがございまして、たしか先般の町長のお話の中で、粗大ごみの収集について触れられたかというふうに思いますが、これについては新年度の中でどのようにまた事業化されていくのか、その説明を求めたいというふうに思います。

また、これ全般的には昨年度と比べましてじん芥処理費減額の提案のようではありますが、その減額された主な理由ですね。それについて説明を求めたいと思います。

また、15節工事請負費であります、施設補修工事ということで3,530万円あります、予算計上されておりますが、この中身について説明を求めたいというふうに思います。

それから、73ページであります、住宅総務費の中で工事請負費、住宅工事194万8,000円の計上がございますが、この工事請負費の内容について説明を受けたいと思います。

それから、74ページであります、河川総務費、河川整備工事というものが55万円ですか、工事請負費で予算化されておりますが、この内容について説明を受けたいと思います。

それから、80ページであります、小学校学校管理費などございます。予算概要の方では、小学校統合に伴う予算措置がされておるといふふうには書かれておりますが、具体的にはこの中でどれがそれになるのか、予算上。それについて説明を受けたいと思います。

それから、84ページであります、これは中学校費ですか。学校建設費ということで、設計委託ですね、1,500万円予算計上されております。また、工事請負費などが予算計上されております。何度か説明をいただいておりますが、次の体育館等の設計であろうというふうには思うわけですが、来年度からというふうなお話のようではありますが、具体的に今度の中学校の体育館のそれについてどのような手順を踏まえているのか。建設委員会もあろうかと思いますが、そういうものの審議内容も得ながら多分具体的設計に入っていくというふうには思うわけですが、その内容について説明を受けたいと思います。

それから、88ページであります、文化財保護費ということで、印刷製本費でしょうか、需用費の中で34万5,000円計上されておりますが、この内容について説明を受けたいというふうに思います。

それから、92ページであります、これは学校給食費の中でしょうか、13節委託料の中に牛乳紙容器リサイクル回収委託という内容がございますが、これ聞きなれない内容でございますが、この内容について説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 47ページの障害者計画策定委託についてご説明を申し上げます。

す。

まず、委託費用でありますけれども、予算額120万円を計上させていただいております。これの関係ではありませんけれども、この上の報償費の中に委員報償というものがございまして、この委員報償はこの障害福祉計画策定委員会の報償費でございまして、一応8人で3,000円ということで、3回分を計上させていただいております。合計で127万2,000円というものがこの計画策定にあたる経費となっております。

この計画につきましては、障害者自立支援法が制定をされまして、市町村におきましては、平成18年度に障害者福祉計画を策定し、障害者福祉サービス等の必要料の見込みを把握、そして計画的な障害者福祉サービス等の整備を行っていくということが法律で定められました。スケジュールと申しますか、国の方でこの3月中にはその計画の指針が示されるということでございますので、それに基づいて策定にあたっていくわけではありますが、おおむね平成18年9月までには各種事業のサービス見込み料を概算で算定をするという内容を通達で示されておるところでございます。

既に御宿町は平成14年度、15年3月ですね、御宿町障害者計画が策定をされております。これとどうなのかというご質問もあろうかと思っておりますけれども、この御宿町障害者計画に基づきまして今回の福祉計画ということでございまして、介護保険制度と似たような内容となっておりますところでありまして、将来的には障害者計画と介護の計画が一本化されてくるのではないかなということが想定されるところでございます。

そういうことでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原 勇君） まず、粗大ごみ収集についてお答えします。

本年度は、本来粗大ごみ収集は隔年で実施しております。その中で17年度現在、今年行いましたが、今回についてはキロ90円の料金を徴収した関係で、まず職員が徴収員2名、あと収集職員が2名と4名で1サイクルという形で進めていった結果、非常に時期が6月の下旬から7月の中旬にかけて行ったことによって、事務が非常に煩雑であったということで、本年度につきましては1年間、5月から3月の夏を除いた9カ月間の間で予約制をとりまして、その中である程度の一定規模が集まった段階で直接申込者に連絡し、こちらで取りにいく形をとることによって事務の煩雑を軽減させる形で、今現在考えております。そのような状況でございます。

続いて、今回1,347万円ほどの減額という形で提案させていただいた中身としては、大きな要因としましては、委託料が約1,338万円ほどの増額となっております。その内容としては、

現在行っております廃処理の運搬方法、今まで前年度が8,345万1,000円、今年度が7,871万6,000円、約473万5,000円の減額、これは今まで市原の方の業者さんの方にエコセメントという会社に出しておりましたが、運搬先を検討した結果、もう少し安い場所が見つかったことから、その経費の削減に努めたことによります。

それと、その中でやはり委託料の運転管理費が、17年度予算では9,250万円当初予算で組んでおりましたが、本年度は8,870万円、約380万円の減額。これは今委託されている業者と約1カ月ほどかけまして調整しまして、管理運転の見直しを行っていただいた結果、そのような結果となっております。その結果、やはり最終的には大きな減額要因としてはその3点ですか。それと、粗大ごみの収集委託が前年度より274万7,000円ほど減額となっております。その内訳としては、今まで1カ月間の間に集中していた委託を分散することによって、ある程度職員で対応できるということを考えまして、その処理費として約274万7,000円の減額という形で進めております。

続いて、工事請負費の方については、平成18年度の予定としては各火格子の部品の取りかえ、あと炉体の補修、給じん装置のシリンダーの取りかえ、空気用熱機耐火物の補修、ガス冷却室の補修、炉の冷却ダクトの更新ということで、前年度より約883万6,000円ほどの増額という形をお願いしているところです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、73ページの工事請負費194万8,000円、それについてご説明申し上げます。まず事業内容としては、住宅の便槽のふたの修理33万1,000円と、それから住宅の屋根防水、89万6,000円、火災報知機の設置事業として72万円を計上させていただいております。

この火災報知機の設置につきましては、消防法の改正に伴いまして、市町村圏事務組合の火災予防条例が改正されたことに伴いまして、住宅の中に火災報知機を設置するというふうなことで予算計上させていただいております。

この内容につきましては、岩和田住宅、富士浦住宅、矢田住宅の3つがございますが、新築の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅については平成20年6月1日からというようなことで、公営住宅というようなことでこの3カ所について、18年から3カ年計画でそれぞれつけていきたい。そのようなことで予算計上をさせていただいたものです。

次に、74ページの河川の整備工事ということですが、これにつきましては裾無川について継

続的にやっておりますが、河床整備を20メートル、18年度行いたい。それについては30万円です。久兵衛については、例年、台風が来ると道路裏のヒューム管が完全に埋まってしまうというようなことで、それに関する砂の片づけ分を25万円、合わせて55万円を計上させていただいております。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、80ページの小学校費、学校管理費の中で小学校の統合に係る費用として具体的にご質問です。これにつきましては、統合費用として427万円を計上させていただきました。内容といたしましては、需用費で337万円。これにつきましては御宿小学校の一部修繕を300万円計上いたしております。そのほかに岩和田小学校で今後予定いたします記念誌の発行ですとか、お別れ会に要する費用、そういったもので370万円を需用費で組んであります。

それと委託料の中で、移転作業費用といたしまして90万円を計上させていただいております。これにつきましては、岩和田小学校から御宿小学校に必要な物を移転する費用として90万円を計上させていただいております。これが統合に関します計上です。

次に、84ページの学校建設の委託料、設計委託1,500万円ですが、これにつきましては、ご質問にありましたように屋内体育館についての実施設計の委託料です。これにつきましては、スケジュールといたしまして、今後1年間をかけて実施する予定なんです、その前に当然いろいろ協議が必要になってまいります。これにつきましては建設委員会等で協議をしていくんですが、既に基本設計の中で希望するとかそういったものが出されておりましたが、内容等再度検討する必要があるというふうに考えております。そういったものを検討する期間として3カ月ほど要し、その後に設計業務に入るということで考えております。

88ページの印刷製本費ですが、この文化財保護費の印刷製本ということですが、これにつきましては、10年間かけて御宿町の仏像調査を実施してまいりました。これについての総まとめということで、その結果を冊子にする予定でおります、そのための費用。もう1点は、文化財指定をいたしましたネガ、岩瀬禎之さんの写真のネガ、これを写真にして資料館等で展示をする、住民に知っていただくということで、ネガを焼きつけるという費用を組んでおります。それで合計が34万5,000円です。

最後に、92ページの牛乳紙容器リサイクル回収委託ということですが、これにつきましては、平成16年度10月に県の環境生活部の方から、学校給食用牛乳の紙容器の空容器については、各学校に処理をする、排出者責任としては各学校にありますということで、各学校で処分するよ



うにという通知が来ておりました。これを受けまして、いろいろ近隣とも協議いたしました。また、学校給食研究センターの方でも検討いたしました。これにつきましては、今までは牛乳提供業者が回収をして処分をしていただいていたんですが、それについて引き続いて供給業者に処分をしていただくということで、18年度から1本当たり50銭で回収をしていただく。これについては飲み残し牛乳についても同時に処分をしていただくということで、今回これは委託料5万2,000円計上しているんですが、これについてを計上させていただいたという経緯であります。飲み残しについては、河川の浄化とかそういった問題もありまして、なかなか御宿町単独で処分できないということから、引き続いて業者をお願いするという対応をさせていただきました。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） まず、60ページのこれはじん芥処理費の中の再質問になりますが、焼却灰の搬出でありますけれども、エコセメントからほかの業者に移ると、また金額が引き下がるというような説明があったかというふうに思いますが、たしか焼却灰についてはダイオキシン等大変有害な物も含まれているということで、大変規制も厳しくなっているというふうに思いますし、また搬出先の地域住民の理解というものもいろいろあるかというふうに思うわけですね。

それで、先ほどの水道の話じゃありませんけれども、単純に金額が下がったからよいということではないというふうに思うわけでありまして、御宿町の現状の清掃センターの焼却灰の分析結果と申しましょうか、状況ですね、その内容と、それから来年度からどこに運んでいくのかを含めまして、その内容をもう少しきちんとお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、工事請負費であります。多岐にわたる補修工事であるというふうに理解をいたしました。新年度の補修工事の内容は当初から想定されていたものだったのでしょうか、それとも約18時間から20時間のたしか焼却をしているかというふうに思いますので、そうした中でやはり老朽化が進んだ中で、例えば前倒して補修工事に入っている分というのがあるのかなのかですね。要するに、この補修工事の内容ですが前倒し、例えばこの分については、本来であれば19年度もしくはそれ以降であったものが今年に入っているのか入っていないのか。わかりますか、わからないのですか。

もともと老朽化している施設を改修して使っているわけですから、いろんな改修工事が出て

くるというのは承知しているんですが、それが改修したときに、一応今後の改修見込みということで幾つか当時こういうものが今後想定されるということを説明いただいているわけですね、改修内容。その内容について、この18年度の改修内容が、当時の計画の中で順次やっていくものが今回出ているかどうかということなんです、簡単に言うと。もしくは傷みが例えば激しいために、当初予定していなかったけれども緊急的にやらなくちゃいけないと、新年度に予算を設けなければいけない、もしくは本来17年度でやろうとしていたのが、予算がなくて18年度になったということもあるのかもわからないですね。そういうことについてどうなっているのかということをお聞きしたいんです。

これは当然ながら今計画されております広域でのごみ処理計画がありますね。これとも連動していく話でありますから、今のこの御宿町の清掃センターの実態がどうなっているのかというのは大変大事なことだろうというふうに思いますので、この工事の内容、それは中身はわかりましたけれども、それが時間軸の中でどうだったかということを再度お聞きしたいというふうに思います。

それから、73ページの住宅総合総務費の中で、今のご説明の中では消防法の改正により火災報知機の設置が必要になったという中で、3カ年計画で実施をしていきたいというようなご説明をいただいたわけでありましたが、これはたしか先般の広域事務組合議会の中で可決された条例の関係だろうと理解はしておりますが、この御宿町における公共施設の中で、ほかに火災報知機を設置すべき箇所があるのかないのか、ちょっとこれを全体的によくわからないんですが、もし予算化されてあるとすればどこに予算化されておるのか、その説明を求めたいと思います。

また、これは。

議長（伊藤博明君） 石井君、ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

間もなく5時になりますので、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ご異議ないと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） では、質問を続けます。この火災報知機、私も広域の中で質疑をしたわけでありましてけれども、特に罰則規定もないということでありまして、住民に周知を進める

上において、やはり公共施設、こうしたものの設置を進めていくというのは当然であろうというふうに思うわけであります。ですから、その関係の中で、住宅以外にそういう火災報知機を設置しなければならない場所が発生したかどうか、またそれについて発生したとすれば今回予算措置されているのかどうか。また、今回予算措置されていないとすれば、今後どうするのかについてお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、84ページ、学校建設費であります。3カ月の中で見直しを含めるようなお話を今いただいたわけでありますが、具体的にどこまで、けさの話ですと踏み込むのかということなんですけれども、やはり昨今の中で、ゼロベースの中でどういうものができるのかということまで私は検証する必要があるのかなというふうに思うんです。

ですから、何案か示された中で充分協議、審議を進めていただいて、御宿町の中学校の体育施設、財政状況の問題もあるでしょうから、そうした中で望まれるものをきちんとつくっていただきたいと思うわけでありますが、その辺についてどこまで踏み込んで、この3カ月間とたしか今おっしゃったわけでありますけれども見直しを、見直しというんですか、されていくのか、もう少し細かいお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、文化財保護費の中で海女の写真などをということでありますが、たしか著作権の問題もあろうかと思えますけれども、こうしたものも例えば先ほどほかのことで申し上げましたけれども、紙に残すということも大事だろうと思えますけれども、もし仮に可能であれば、例えばCDとかDVDとかというのがございますよね。そういうデジタルデータに残して永久保存するということも検討をすべきではないかと思うんです。そういうことも含めまして、この中で可能かどうかわかりませんが、ぜひそういうものも検討していただいて、やはりせっかくこういう形でお金をかけるわけですから、できればそれが恒久的にきちんと保存できるという方法、今幾つかございますので、そういうこともこれに限らず今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、92ページの牛乳の紙パックのリサイクルについてであります。ちょっとよくわからないんですけれども、これにつきましては過去も、例えばもっとリターナルすべきものがあるんじゃないかということで、昔使っていたような例えば牛乳瓶、瓶による牛乳ですね。そういうことも可能ではないかというふうに思うんです。それで、近隣の中では新年度の中で牛乳瓶にかえていくというようなことも伺っております。これについては補正の中で、牛乳パックのリサイクルという中で本町もやっているわけでありますので、一方で収入が入って、一方で支出が出ていくというのは非常にわかりづらい。

それで、今説明の中で処分という言葉を使われましたけれども、それでよろしいのでしょうか。きちんとこれ、ここに書いてあるようにリサイクル回収委託と書いてあるわけですから、この牛乳パックがきちんと、じゃ、リサイクルされてこのような紙になるのかどうか。その業者に任せればいいということじゃないと思うんです。これは教育の中でやっているわけですから、確かにこれまで学校教育の中で、例えば、昼食休憩の大変貴重な時間を割いていただいてリサイクルをしていた経過がございます。しかし、今おっしゃられておりましたけれども、要するに環境負荷があるという状況の中でちょっとなじまない部分もあったわけです。それから、貴重な休憩時間を費やすという問題もあったわけであります。ですから、その分でなかなか難しいというのは現場からいろんなお話も聞いております。だから、それを無理強いするわけではありません。ですけれども、この問題についてはやはりそういう教育観点からどうなのかを含めまして、やはり教育委員会ですから、それをきちんとした考えのもとに一つ一つの仕事をしていっていただきたいというふうに思うわけであります。それについていま一度説明を求めたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原 勇君） まず、焼却灰の委託先についてご説明します。

平成17年度の見込み数は約1,711トン、このうち先ほども申しあげました市原市の方へ約3割、500トン、それともう片方が鹿嶋市の方へ約7割ということで、1,211トンを持っていくと考えております。内容については鹿嶋市と市原市もそうなんですが、お互いの市と協議の中で契約を結び処理している形をとっておりますので、問題はないものと考えております。

また、ダイオキシンについても焼却灰については規定値が3ナノグラムですか。今年の結果としては0.026ナノグラムという非常に低い状態になっておりますので、環境については非常に負荷がかかっていないものと考えております。

また、工事の実施につきましては、毎年定期点検を行い、その中で多分バグフィルターの関係かと思いますが、バグフィルターについては、やはり19年度以降工事を行う予定で今考えています。中身としてはフィルターが約192本ありまして、大体工事費として約2,000万円。また、そのバグフィルターの処理については、溶融で約2万から3万円ほどの処理費がかかるのではないかという報告を受けております。なお、このバグフィルターも192本をすべて同時期じゃなくて、やはり温度の高いところから傷みも当然あると思いますので、そこら辺はやはり定期点検で、再確認の中19年度の予算に反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、84ページの設計委託に関してどの程度の検討をしていくのかというお話でしたが、御宿中学校の校舎につきまして、基本設計から変わっておりますのは地域開放型の場所がすでに確保されていたり、そういったものも含めまして体育館そのものの規模の見直しが必要だろうというふうに考えております。基本設計の中では地域開放の部分についても屋内運動場の方で見るというようなことも含まれていたかと思えます。そういったことも含めまして、規模等を含めた中での見直しが必要というふうに考えております。

それと、88ページの印刷製本費につきまして、ネガについてはデジタル化して今後検討すべきではないかというご指摘を受けましたが、所有権の移転を受けているということも踏まえて、そういったことも検討させていただきたいと思えます。ただ、今回の予算の中にはその辺については含めておりませんが、それも今後検討させていただきたいと、このように考えております。

それと、92ページの牛乳の紙容器のリサイクルですが、私が不適切なことを申し上げて、処分という言葉を上げたんですが、供給業者の方ではリサイクルの施設を整備した中でリサイクルに努めるということで確認をとっております。

それと、牛乳瓶については、確かに近隣の市町村、この第2地区研究センターと申しますが、この部会の中で、茂原市の方が18年度から瓶に移行するというのを伺っております。ただ、その中で現在のところ、牛乳瓶にした場合の牛乳の提供金額が、1本当たり5円紙パックより高くなるという現状もありますので、御宿町としては茂原市の状況、また今後ほかのところでも取り入れるのかどうか、そういったものも見すえた上で検討していきたいと思えます。今回牛乳瓶にしなかった理由の中には、子供たちが搬送するのに瓶はかなり重くなるといったような話もありまして、夷隅郡市内では瓶に移行しないということで結論に達しているということをご報告申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 火災報知機の件でございますが、公共施設にとりましてはすべて報知機は整っているという考え方であります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

伺いたいことがたくさんあるんですけども、時間もありますので、ほんの数点に絞って、つまらないことを聞いて申しわけないんですが、86ページ、公民館予算の中の報償費に各種教室講師謝金とございます。これはいろんなサークルの講師さんだと思うんですけども、委託料の中に講師派遣委託と、講師を派遣してもらう人選をどなたかに委託をして、それに手数料を払うのかなと、そういうようなちょっと不思議な感じがいたしましたんですけども、この辺が1つ。

私、申しわけない、教育予算だけに絞らせていただきます。先ほどの牛乳パックです。実際の現場の場面のことを頭に浮かべてみますと、非常に奇異な感じといたしますか、不思議な感じがします。といたしますのは、1つは飲み残しの牛乳の何ですか、処理をやると、どういうふうにしてやるのかなというのがあります。ここまで私が踏み込んで言っているかわかりませんが、200人程度の、例えば中学校の場合だと200人程度の生徒の飲み残しがどれくらいあるのかなというのはほぼ想像がつきます。それがどういう状態で飲み残しで教室で出るとかもほぼ想像がつきます。今までそのパックをどうやって捨てたかもほぼ想像がつきます。飲み残しをそのままにしているということになるとどうなるのかなと。あるいはストローはどうなるのかなと、くだらないことですが、そういうところまで考えた場合にいかがなものかなと、これ少し課題です、答弁要りませんが、これでいいのかなと思います。

それと、先ほど石井議員からの質問でもありました印刷製本のところのこの資料の取り扱いですね。これは大変大事な問題だと私は思います。これは一般質問のときにも私、これ触れさせていただきました。この予算書を見せていただいて、本当に文化財保護についてもあるいは資料館についても、ほぼこれ維持するためだけの予算で、事業費が全くないと寂しいなという感じがいたしておりましたけれども、ただいまの答弁の中で、資料として残すんだよというお話をいただきました。また、石井議員の質問にも、前向きに取り組んでいくんだよというお答えをいただいてほっとしておるところですけれども、そこで私、連想というか思い出しました。ここには立派な図書室があります、この庁舎の中に、すぐそばに。御宿町の貴重な後生に引き継ぐべき財産を保管する場所だと私は認識しておりますけれども、大変失礼ながら井上町長、岩村教育長、最近図書室をご覧になったでしょうか、お願いします。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 私が図書室に足を運んだかどうなのかということですが、そうですね、月に2回程度は足を運んでおります。資料を得るためです。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 資料の保管について依頼がありましたので、その件について私も2回ほど行っていますけれども、教育課の方へお願いをしてあります。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、公民館費ですね。公民館費の講師派遣委託ですが、これはIT講習、パソコン教室の講師を委託しているということで委託料の中に含んでおります。そのほかの報償費につきましては、講師を依頼した日にち、1日当たり幾らということで支払いをしている現状です。

それと、牛乳パックの件なんですけど、浅野議員も経験あると思うんですけども、冬になると大変牛乳の飲み残しが多くなる。飲み残しというか、飲まないでそのまま上がってくる状況。そういったものについては、業者が今まで家畜用の飼料にするということで引き取っていただいておりました。そういったものについても各町の負担になるということで、それを浄化槽に流すということは非常に環境的によくないということで、今後それが増えた場合にはどのようにするのかという中でいろいろ栄養士等とも話し合いをしたんですが、飲まない子についてどうするのかというそういったところからの問題になると思うんですけど、現在は牛乳を飲むような努力をさせるという指導を現在しているという状況ですので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 私の方も牛乳パックの件、ちょっとこれも非常に不思議な感じがしますけれども、指導の内容についてまで私が踏み込むべきではありませんので、ここでとどめておきますけれども。岩村教育長さん、井上町長さん、現況についての感想もひとつお願いいたします、図書室です。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 恐らく今の状況を見てからの議員さんの感想だと思うんですが、今の状況は年度末が近いものですから、資料等が非常に床の上に積み重なっておる状況があります。これは年度末に向けて、例えば要らない物、要る物の処理・処分が必要だろうと私は思っています。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） さっきの話は、町史編さんの資料をきちっと整理をしてほしいと、そういう要請がありましたので、そのことについて答弁をしたわけでありまして。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 来年度早々の姿を楽しみにさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 13番、貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 私がこういうことを言うのはどうかと思って控えていたんですけども、議事が進行していったら、これ議長が採決とるだろうというふうに思うと胸が痛むというか、耐え切れずにちょっとお聞きしたいんですけども、私はあえて瀧口議員に監査はというようなことを先ほど言われましたけれども、私が監査を引き受けてからの問題であれば私にも責任があるというふうには感じますけれども、そうでない、もう前からという中で、この予算をここで否決しちゃっていいのか。私は次の監査の日からどうやって監査したらいいのか。わかっていてそれを目をつぶりなさい、これでいいのかなと。今、皆さんがいろんな質問をしている中で、私なりに胸の中で格闘していたんですけども、一言聞いてからじゃないと賛否に加わることができないかなというふうに思ったものですから聞くんですけども、瀧口議員に、これは議員に質問するということではできないんでしょうけれども非公式として、これでいいわけですね、採決にしてもらって。その辺をちょっと違うかもわからないけれども、議長、確認をしてもらいたい。また、町長にも確認をしてもらいたい。そうでないと、私はこの採決をここからちょっと出させてもらわなければいけないような立場じゃないかなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 先ほどの臨時職員のお話と監査の話と関連するんでしょうけれども、ここで今までの、僕はこれは過去だと思っています。それについてここで、要するに正式の場所で言うのはちょっと。一たん休憩させていただけないでしょうか。ここで言ったらまたとまらなくなると思うんですけども。そして、この問題を見過ごしたまま、あやふやにしたまま採決に入れたいと言っている中で、じゃ、引き続きという話になると、また議長裁定があった中でちょっといろいろと問題がありますので、ちょっと一たん休憩させていただきたいのが1点と、それと質問の中の答弁が、これ臨時職員じゃないんですけども、ほかの答弁が先ほどからもらっていないのが2点ありますので、それはまた後でいただきたいと思いますが、ちょっと休憩をしていただければ、ほんの二、三分で結構なんですけれども。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩します。

（午後 5時06分）



議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時12分）

議長（伊藤博明君） 先ほどの貝塚嘉軼議員の発言に対しまして、何か執行部の方から一言ありますか。

吉野助役。

助役（吉野和美君） 貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

臨時職員の関係でございますけれども、新年度予算、4月1日からの執行となりますが、ご意見をいただきました中で、今までの経緯も踏まえて、今までが完璧でなかったと、ベストでなかったというものも踏まえまして、執行部といたしまして、4月1日以降改善してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 瀧口議員の質疑に答弁が漏れて誠に申しわけありませんでした。

病院群輪番制につきましては、夷隅郡市では国保国吉病院と塩田病院、大多喜町の小高病院、岬町の5病院が受けています。それで件数は16年度で730件を受けておるところでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入りたいと思いますけれども、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

私は、本当初予算に対しまして反対の立場で意見を申し上げさせていただきます。

小泉構造改革の進める新自由主義、また三位一体の改革、そして合併のあらし、これらは国民や自治体に塗炭の苦しみを与えております。そうした中で、町政運営はだれが行っても大変厳しいものがあるというものは理解しているものでございます。

しかし、本定例会におきましての今回の審議の経過の中で、この予算が本当に地に足を付けて、また町長といたしましても自信を持って提案また執行していくものという部分が、残念ながら見受けられなかった、もしくはそれを担保するものがなかったというのが審議の経過ではなかったでしょうか。

例えば基本健診の有料化、またゼロベースとは言いながら枠配分方式、課の積み上げ方式の中で大変窮屈な財源更正、そして先ほども質疑の中で触れさせていただきましたが、一番大事なこれからの御宿町をつくっていくであろう基本計画策定の記載の記述がない。この問題は大変大きなことであろうというふうに思います。このまま財政を均等に縮減させていくのならば、これまで御宿町の築いてきた魅力、財産、先人の労力を無にしてしまうことになるのではないのでしょうか。

以上、申し上げさせていただきます、反対討論とさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

9番、白鳥時忠君。

9番（白鳥時忠君） 9番。

平成18年度御宿町一般会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年に続き本年度も賛成討論をさせていただきます、大変光栄に思います。

今回の賛成討論ですが、昨年からの1年間、我が御宿町がどのように変わってきたのか、住民の立場での目線、行政の立場での目線、両視点に立ち私なりに考えてみました。

まず、住民の立場で考えるなら、長引く不況が続き、一部の地域においては明るい兆しが見えてきたとのことでありますが、御宿町においてはまだ実感できるには至っていない状況であると私は思います。優遇税制の見直しや消費税引き上げ論議もあり、なかなか未来に希望を持つにはほど遠いというのが正直な気持ちではないでしょうか。しかしながら、それらに対応すべく少しずつ少しずつ準備をし、明るい希望が見えるのを待ち望んでいるというのが住民皆さんの気持ちであると私は思います。

では、行政の立場の考えはどうでしょうか。国の財政難、県の財政難により今まで以上の大変厳しい財政状況であります。私は、一般会計予算概要の予算編成方針を読みまして、この中から一部抜粋して紹介させていただきたいと思います。先ほど財政課長もおっしゃっていましたが、国・県と同様に町本来の役割を踏まえ、限られた財源を効率的に配分する事業展開が必要となっています。できる限りこれまでどおりといった意識の払拭、町が本来果たすべき役割か、税源移譲により依存財源から自主財源となることを踏まえた歳入確保、自主財源で展開することを踏まえた事業内容の点検などの観点からの検討が求められることとなりました。こうした中で行われた予算協議においては、各課と数次にわたる協議、査定を重ねる厳しい予算編成となりました。

以上であります、私はこの文面に今回の予算編成にかける思いが凝縮しており、職員の今

後の御宿町の行政運営における確固たる決意を感じました。私は、決意の上に行動しなければ事はなせないと思っております。住民の気持ちに呼応するように、住民の負担をできる限りなくすために細心の注意を払い、何度も何度も検討し、今回の予算編成に当たられたと思います。

本日、何点か問題はありましたが、今回出された予算の数字に関してあえて申し上げませんが、住民には今現状の最小限の負担で済むように、また住民の安全や生活の維持においては、今行える最大の配慮がされた予算編成であるという判断のもとに、私は平成18年度一般会計予算案に賛成いたします。

最後に、昨年末の井上町長の学校統合前倒しの決断に敬意を表し、また今後の井上町長の英断に期待し、以上をもって平成18年度御宿町一般会計予算案についての賛成討論といたします。

議長（伊藤博明君） ほかに本案に対する反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ほかに本案に対する賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） それでは、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第29号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤博明君） 起立多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本議会は3月16日、明日です。午前9時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時19分）